

選定委員会会議録要旨

第3回市立堺病院後利用事業者選定委員会会議録要旨

- 開催日時 : 平成23年6月22日 14時30分～16時10分
- 会 場 : 市立堺病院 3階 大会議室
- 出席委員 : 委員長 種子田 護 (社団法人 大阪府病院協会常任理事)
 委 員 阿津地 勲 (堺区自治連合協議会 少林寺校区自治連合会会長)
 委 員 上田 保 (堺区自治連合協議会 安井校区自治連合会会長)
 委 員 岡原 猛 (社団法人 堺市医師会副会長)
 委 員 岡本 邦彦 (堺区域自治連合協議会会長)
 委 員 北村惣一郎 (堺市医療監)
 委 員 出未 明彦 (市立堺病院事務局長)
 委 員 橋本 卓也 (大阪保健医療大学講師)
 委 員 早川 泰史 (堺市健康福祉局長)
 委 員 蓑田 正豪 (社団法人 堺市医師会理事)
 委 員 本川 清子 (公認会計士)
- 欠席委員 : 委 員 樋上 忍 (堺市域保健医療協議会会長)
 委 員 神部 智司 (大阪大谷大学教育福祉学部准教授)
- 事務局 : 市立堺病院 新病院建設室長 森 嘉司
 市立堺病院 新病院建設室次長 福西 広志 他
- 傍聴人数 : 2人
- 案件名 : (1) 市立堺病院後利用事業者募集要項 (案) について
 (2) 選定基準 (案) について
 (3) 募集要項の「別紙」及び「様式」 (案) について
 (4) 次期委員会の議題及び開催日程について

発言者	内 容
事務局	<p>開会</p> <p>第3回市立堺病院後利用事業者選定委員会を開催する。</p> <p>定足数報告</p> <p>委員会の公開 (非公開) について</p>
事務局	本日の案件は、すべて公開と考える。
委員長	ただ今の説明について、何か意見はあるか。
委 員	<意見なし>
	(1) 市立堺病院後利用事業者募集要項 (案) について

	(2) 選定基準(案)について
事務局	募集要項(案)(資料2)と選定基準(案)(資料3)を一括して説明する。
委員長	「募集要項(案)」については、前回のいろいろな意見を修正案に反映しているが、ただ今の説明について、何か意見はあるか。
阿津地委員	これまでに皆様から出された意見を反映していると思うので、これでよいのではないか。
委員	<意見なし>
委員長	続いて、「選定基準(案)」について、何か意見はあるか。 先程、応募者の提案内容に対する採点方法について、A案とB案が示されたが、これについても何か意見はあるか。
早川委員	A案は、委員みんなで項目ごとに議論し、採点を行い、B案は、各委員がそれぞれ評価し、高得点順に決定する。そういう理解でよいか。
事務局	そのとおり。A案は、各委員が採点し、各評価項目ごとに十分議論し、全体の意見をまとめる。B案は、各委員が独自に採点し、全委員の平均点を出す。
出未委員	A案は、様式8「市立堺病院後利用に係る事業計画書」に基づき提案された内容とプレゼンテーションを踏まえて採点し、それぞれ項目ごとに議論したうえで改めて委員会の総意のもとで、採点を行う方法で、B案は、プレゼンテーション、意見交換した後に採点する方法であると理解している。
北村委員	提案者からのヒアリングは各委員それぞれ別々に行うのか。
事務局	委員会全体で行います。
上田委員	A案の選定委員会としての総意となると、意見が偏らないか。B案であれば、それぞれ個人の評価が反映されるのではないか。
出未委員	A案は、選定委員会の総意としてまとめ、B案は採点する前に皆で議論し、各委員が独自に採点する方法ではないか。
本川委員	各委員の評価結果は、事務局がすぐに集計できるのか。個人が採点した結果を持ち寄るのか、進め方はどうするのか。
出未委員	A案とB案で大きく違うのは、A案は、最終判断は委員会の判断であり、委

	<p>員個人の採点は、委員会で議論するときの手持ち資料にしてもらおう。B案は、プレゼンテーションの後で議論し、各委員が独自で採点するものであると考えてる。</p>
早川委員	<p>個々の点数の合計点での評価の場合、個人によって、評価の厳しい人とそうでない人がでてくるがどうか。</p>
橋本委員	<p>A案、B案どちらのプロセスを採用するかということだが、A案であれば、議論した後、最初の採点から変更することもあり得ると考えてよいか。B案は、先に議論した後に採点することができる。どちらにしても議論できるのではないか。</p>
阿津地委員	<p>A案であれば、個々の意見が反映されるとは考えられない。B案に賛成である。</p>
出未委員	<p>評価において個人差がでるのは、仕方がないのではないか。</p>
岡原委員	<p>最終的に評価の結果をホームページで、どのような形で公表するのか考えたらどうか。</p>
北村委員	<p>最高点、最低点を除く評価点をつけた委員だけで議論する方法、また、最高点、最低点をつけた場合に、その理由を記載してもらう方法などもあるのだが。また、各個人が評価した内容を公表するのは、市の条例に基づいた基準か。</p>
事務局	<p>市の条例の規定に基づくものである。 定量的な評価がむずかしいので、A案、B案のような採点方法を提案している。 採点者の実名まで公表していない。A委員、B委員といった表記となる。</p>
阿津地委員	<p>1位の提案者が○点、2位が○点のように点数を公表するのか。必ずしも点数だけで決めるのは、いかがなものか。 1点差、2点差で結果が決まるのは、いかがなものか。点数だけで決めてよいか。議論する場があった方がよいのではないか。</p>
北村委員	<p>点数を公開するとなると、最終的に僅差をひっくり返すとなると問題があるのではないか。個々に採点し、議論を加えて、委員会として結果を出すのがよいのではないか。 点数を公表すると上位の点数をとった事業者を選ばざるをえないのではないか。</p>
本川委員	<p>選定基準による配点を90点にして、残りの10点を委員会全体としての配</p>

	点にしたらどうか。
橋本委員	A案、B案とも、1点、2点の僅差の結果がでるケースを避けるための方法だと思う。議論した結果が僅差となったのなら、納得できるのではないか。
委員長	最終的には、市が決定するが、選定委員会としての結論を出すべきであると考えている。点数はある程度参考データとして、ディスカッションし、結論を出すべきだと考える。 できる限り、たくさんの委員の意見を反映したものにしななければならないと思う。
出未委員	委員会の総意として決定し、最終的に結果を公表するのであれば、各委員の点数は、公表しないことになるのではないか。
岡原委員	大事なことは、地元の意向に沿うことである。事業者が移転する現病院の穴埋めをどれくらいしてくれるかどうかだ。
早川委員	公表してわかりやすいのは、数字で示すことであると思う。
事務局	段階的に、1次審査で、まず点数により上位3者を決めていただく。第2段階として、残った応募者からの提案を受け、議論のうえ、決めるという方法はどうか。
北村委員	今の案でよいのではないか。
出未委員	募集要項を修正し、示してほしい。
委員	<意見なし>
委員長	選定方法の一部を修正することとし、それ以外は、原案どおりとする。
	(3) 募集要項の「別紙」及び「様式」(案)について
事務局	募集要項の「別紙」及び「様式」(案)(資料4)について説明する。
委員長	何か意見はあるか。
委員	<意見なし>
委員長	募集要項の「別紙」及び「様式」(案)については、原案どおりに決定する。

事務局	<p>(4) 次期委員会の議題及び開催日程について</p> <p>次期委員会の議題及び開催日程について説明する。 (次回は、書類審査及びプレゼンテーションを予定。日程は、11月上旬に開催予定。)</p>
委員長	<p>以上で閉会する。</p> <p>閉会</p>

第3回 市立堺病院後利用事業者選定委員会
配付書類一覧

平成23年6月22日（水）

目 次

○ 会議次第

資料1 修正箇所一覧

資料2 市立堺病院後利用事業者募集要項（案）

資料3 選定基準（案）

資料4 募集要項の「別紙」及び「様式」（案）

資料5 次期委員会の議題及び開催日程について

第3回 市立堺病院後利用事業者選定委員会

平成 23 年 6月 22 日（水）
午後 2 時 30 分～ 4 時 30 分
市立堺病院 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 審議案件

- (1) 市立堺病院後利用事業者募集要項（案）について
- (2) 選定基準（案）について
- (3) 募集要項の別紙及び様式（案）について

3. その他

- (1) 次期委員会の議題及び開催日程について

4. 閉 会

修正箇所一覧

○ 市立堺病院後利用事業者募集要項（案）について

1. 6月1日開催の第2回選定委員会での議論を踏まえての修正分

- ① P.2 5 譲渡の条件 (2)
 - ・ 「病院事業を主とする」を追記
- ② P.6 10 応募に関する事項 (1) ② カ
 - ・ 「キャッシュフロー計算書」を削除し、「財産目録」を追記
- ③ P.7 11 審査及び選定に関する事項 (1) ⑥
 - ・ 「採点の結果、委員の平均得点が60点未満の提案は落選とし、60点以上の提案のうち」を削除
- ④ P.7 11 審査及び選定に関する事項 (2) ②
 - ・ 「『堺市入札談合に関する情報の取扱いに関する要綱』（別紙3）に該当する場合」を追記

2. 事務局サイドからの修正分

- ① P.3 7 譲渡する物件の取扱い (1) 土地及び建物 ③及び④
 - ・ 病院用地を貸付ける場合、事業用定期借地権を設定することとなるが
 - 1つ目は、貸付期間を20年間とした
 - 2つ目は、土地の賃貸料の積算方法を明確にした
 - ・ これに伴いP.7 11 審査及び選定に関する事項(1) 選定方法 ④を削除
- ② P.5 9 募集に関する事項 (2)
 - ・ 「プロポーザル参加申込書」を「プロポーザル参加表明書」に変更
- ③ P.8 11 審査及び選定に関する事項 (9) 売買契約等の締結等
 - ・ 「所有権移転登記」を「所有権移転嘱託登記」に変更

○ **選定基準（案）について**

1. **6月1日開催の第2回選定委員会での議論を踏まえての修正分**

① 6. 提示価格の配点比率

- ・ 「5点」 → 「20点」に変更、合わせて積算方法も変更
- ・ これに伴い、他の評価項目の配点比率及び評価の視点を変更

1. 譲渡先としての適性

「20点」 → 「15点」

(2) . (3) を統合し、(2) とする

2. 診療機能

「45点」 → 「35点」

(1) 地域の医療需要に対応した病床規模が確保 「10点」 → 「5点」

(2) 地域の医療需要に対応した診療サービスが確保 「10点」 → 「5点」

2. **事務局サイドからの修正分**

① 2. 診療機能 (2) . (3) . (6)

- ・ より分かりやすくするため字句文言を修正

② 4. 収支計画等

- ・ (1) . (2) を統合し、(1) とする

○ **その他**

1. **6月1日開催の第2回選定委員会での議論を踏まえての修正分**

① 病院の経営実績として、医師数、看護師数等職員数を表記

- ・ 様式6「病院の経営実績（予定）」に欄を確保

応募者の提案内容に対する採点方法について（案）

（A案）委員会の総意として採点し、得点順で事業予定者を決定する方法

- ① 応募者から提出された書類審査、プレゼンテーションのヒアリングを各委員が実施し、応募者ごとに採点します。
次に、委員会として評価項目ごとに十分議論し、**委員会の総意として採点を行い**、総得点順で事業予定者を決定する方法です。
- ② 公表する書面は、委員会全体としての採点表のみとします。

（B案）委員会として議論の上、各委員が採点を行い平均点の比較により、事業予定者を決定する方法

- ① 応募者から提出された書類審査、プレゼンテーションのヒアリングを各委員が実施します。
次に、評価項目ごとに各委員が専門的な立場から十分議論してもらった上で、**各委員が独自の立場で採点を行い**、平均点の比較により、総得点順で事業予定者を決定する方法です。
- ② この方法を採用する場合には、公表する書面は、各委員の採点表及び委員会としての平均点表として、公開します。

(案)

市立堺病院後利用事業者募集要項

平成 23 年 7 月

市立堺病院 事務局 新病院建設室

目 次

1	趣旨・目的	1
2	譲渡にあたっての基本的考え方	1
3	譲渡予定時期	1
4	応募資格	1
5	譲渡の条件	2
6	譲渡する物件の概要	2
7	譲渡する物件の取扱い	3
8	募集及び選定のスケジュール	4
9	募集に関する事項	4
10	応募に関する事項	5
11	審査及び選定に関する事項	7
12	委員会の構成	9
13	その他	9
14	問い合わせ先	10

(別紙)

別紙 1	「選定基準」
別紙 2	「市立堺病院概要」
別紙 3	「堺市入札談合に関する情報の取扱いに関する要綱」

《様式》

様式 1	「プロポーザル参加表明書兼連絡先届出書」
様式 2	「現地見学参加申込書」
様式 3	「質問書」
様式 4	「応募申請書」
様式 5	「法人の事業概要書」
様式 6	「病院の経営実績」
様式 7	「病院移転資金調達計画書」
様式 8	「市立堺病院後利用に係る事業計画書」
様式 9	「土地・建物購入価格等申出書」
様式 10	「年度別収支計画書」

1 趣旨・目的

堺市域では、三次救急に対応する医療機関が整備されていないことから、現在周辺の救命救急センターで患者の受入れがなされている状況にあります。

そのため、市民、市議会からも市民の命と健康を守るため、救命救急センターの整備について強く要望されてきたところです。

これへの対応として、平成20年8月に「市立堺病院のあり方検討懇話会」を設置し、同年11月には救命救急センターの設置により三次救急と二次救急を合体したシステムを構築し、堺市域及びその周辺の救急医療の核となる病院をめざすべきとの旨の提言書をいただきました。

これを踏まえて平成21年9月には「市立堺病院将来ビジョン（基本構想）」を策定し、議会の議決を得て津久野地区への移転が決定し、平成26年度中に新病院の竣工を予定しています。

この度の市立堺病院の移転に伴い、現病院の後をどのように有効活用するのかといった新たな課題が発生してきましたが、地元自治会からは地域の医療環境を継続してほしいとの要望も出されております。

本市としましては、これらの意向も踏まえて後利用を推進していくため、有識者等による「市立堺病院後利用事業者選定委員会」を設置し、当該施設を有効利用し、当該施設において事業を行う者を公募型プロポーザル方式により公正かつ適正に選定するため、後利用事業者の募集に関して必要な事項を定めるものとします。

2 譲渡にあたっての基本的考え方

- (1) 現在地において引続き良質な医療が提供できること。
- (2) 地域の方々が利用しやすい施設を運営すること。
- (3) 現有資産を有効に活用すること。

3 譲渡予定時期

新病院（平成26年度竣工予定）移転後すみやかに譲渡します。

4 応募資格

- (1) 平成23年7月1日現在、堺市内において経営実績がある病院の事業者とします。
- (2) 病院以外の事業を組み合わせる場合は、(1)の事業者を代表者としたグループでの応募も可能とします。

5 譲渡の条件

- (1) 病院事業を運営すること。(病院関連施設の併設は可能。)
- ① 地域の医療需要に対応した総合的な診療機能を有すること。
 - ② 新病院移転(平成 26 年度)後、すみやかに現地において運営を開始すること。
 - ③ 安定的、持続的(10年以上)な医療を提供すること。
 - ④ 地域の医療機関等と連携を密にすること。
- (2) 病院事業を主とするが、病院以外の事業を組み合わせた提案も可能とします。

6 譲渡する物件の概要

- (1) 病院概要 (別紙2)
- (2) 許可病床数 なし
- (3) 譲渡物件

ア 土地(公簿面積)

区分	所在地	地目	面積
病院	堺市堺区南安井町1丁1番1号	宅地	14,018.63 m ²
宿舎	堺市堺区永代町2丁39番1	宅地	1,206.37 m ²
宿舎	堺市堺区少林寺町東4丁5番1	宅地	990.87 m ²
合計			16,215.87 m ²

イ 建物(平成8年建設)

区分	所在地	構造	延床面積
病院	堺市堺区南安井町1丁1番1号	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付9階建	42,825.60 m ²
倉庫		鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺き平屋建	7.50 m ²
倉庫		鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	10.16 m ²
駐輪場		鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	195.00 m ²
宿舎	堺市堺区永代町2丁39番1	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	1,727.64 m ²
電気室		鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	27.70 m ²
宿舎	堺市堺区少林寺町東4丁5番1	鉄筋コンクリート造ルーフィング葺き地下1階付5階建	1,875.34 m ²
合計			46,668.94 m ²

ウ 医療機器等のその他の資産

7 譲渡する物件の取扱い

(1) 土地及び建物

① 土地及び建物（樹木、モニュメント、渡り廊下等を含む。）は、原則として売却とします。ただし、病院用地に限り貸付けも可能とします。

② 宿舎については、原則として譲渡物件としますが、不要であれば申し出ないことも可能とします。ただし、宿舎のみの申し出はできません。

③ 売却

ア 最低売却価格（以下、「最低価格という。」）は、次のとおりとします。

※ 最低価格は、不動産鑑定士の鑑定評価に基づき、市が決定した価格（消費税を除く）です。

病院（土地）	円
病院（建物）	円
永代町宿舎（土地・建物）	円
少林寺町宿舎（土地・建物）	円

イ 価格の申出にあたっては、「土地・建物購入価格等申出書」《様式9》に最低価格以上の購入申出価格を提示してください。

④ 貸付け

ア 貸付形態は、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に定める、事業用定期借地権を設定し、貸付けることとします。

イ 貸付期間は、建物売買契約日から20年間とします。なお、当該貸付終了時点での再契約も可能とします。また貸与期間内において、売却することも可能とします。

ウ 賃貸を希望する場合は、「土地・建物購入価格等申出書」《様式9》に病院（土地）の賃借を選択のうえ、最低価格以上の購入申出価格を提示してください。

エ 土地の賃貸料は、市において不動産鑑定士により賃貸料の鑑定評価を行い、土地の購入申出価格と最低価格の比率を鑑定評価額に乗じた価格とします。

オ 土地を貸付けた場合の建物の売却価格は、市において不動産鑑定士により借地権付建物価格の鑑定評価を行い、建物の購入申出価格と最低価格の比率を鑑定評価額に乗じた価格とします。

カ 上記のエ、オの鑑定費用は、譲渡先の負担とします。

《参考》

(事業用定期借地権 20 年の場合)

病院土地賃貸料 (年額) 万円

借地権付建物価格 万円

【価格等調査の時点 (平成 23 年 5 月 1 日)】

(2) 医療機器等その他の資産

- ① 医療機器等は、事業者が決定した後、事業者が希望する場合には、別途協議のうえ、有償にて譲渡します。
- ② 土地の定着物 (樹木、モニュメント等) は、現地保存に努めるものとします。

8 募集及び選定のスケジュール

(1) 募集要項の配布及びプロポーザル参加申込書の提出

平成 23 年 7 月 11 日 (月) ~ 7 月 21 日 (木)

(2) 現地見学

平成 23 年 7 月 23 日 (土) ~ 7 月 24 日 (日)

(3) 質問の受付期間

平成 23 年 7 月 11 日 (月) ~ 7 月 27 日 (水)

(4) 応募書類の提出期間

平成 23 年 10 月 11 日 (火) ~ 10 月 14 日 (金)

(5) 審査

平成 23 年 11 月上旬

(プレゼンテーション・ヒアリング)

(6) 審査結果の通知

平成 23 年 11 月中旬

(7) 協定書の締結

平成 23 年 12 月上旬

(8) 売買契約等の締結

平成 27 年以降 (予定)

9 募集に関する事項

(1) 募集要項の配布 (土、日、祝日を除く。)

○ 配布期間：平成 23 年 7 月 11 日 (月) ~ 7 月 21 日 (木)

(堺市及び市立堺病院のホームページからダウンロード可能)

○ 配布場所：市立堺病院 新病院建設室

○ 配布時間：午前 9 時から午後 5 時まで (正午 ~ 午後 0 時 45 分を除く)

- (2) プロポーザル参加表明書の提出（土、日、祝日を除く。）
- 申込期間：平成23年7月11日（月）～ 7月21日（木）
 - 受付方法：「プロポーザル参加表明書兼連絡先届出書」《様式1》を市立堺病院 新病院建設室まで持参して下さい。
期限までにプロポーザル参加表明書を提出されないと、応募申請書の受付ができませんのでご留意願います。
なお、グループでの応募申込みについては、現時点では、代表者のみの参加申し込みとなります。
 - 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午～午後0時45分を除く）
- (3) 現地見学
- 実施期間：平成23年7月23日（土）～ 7月24日（日）
 - 受付方法：平成23年7月21日（木）午後5時までに「現地見学参加申込書」《様式2》を市立堺病院 新病院建設室まで持参またはE-mailで提出して下さい。なお、実施日時等は、応募者と調整のうえ、追って連絡します。
 - 参加人数：各団体5名以内。
- (4) 質問の受付
- 受付期間：平成23年7月11日（月）～7月27日（水）午後5時まで
 - 受付方法：所定の「質問書」《様式3》に記入の上、市立堺病院 新病院建設室までE-mailで提出して下さい。
電話、FAX、訪問、郵送による質問は受付しません。
 - 回答方法：すべての応募者に質問書の回答をE-mailにて伝えます。
- (5) 応募申請書の受付
- 受付期間：平成23年10月11日（火）～10月14日（金）
 - 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午～午後0時45分を除く）
 - 提出場所：市立堺病院 新病院建設室
 - 提出方法：10（1）に示す書類を必ず提出場所に持参して下さい。

10 応募に関する事項

(1) 提出書類

- ① 申請書 1部
 応募申請書 《様式4》

- ② 法人に関する書類 正本各1部 副本各2部
 (グループでの申請の場合は、各法人の書類が必要となります。)
- ア 法人の事業概要書 《様式5》
- イ 法人の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ウ 法人登記簿謄本
- エ 申請書を提出する日の属する事業年度の予算書及び事業計画書
- オ 直近3年分の納税証明書(法人税、市税、消費税及び地方消費税)
- カ 直近3年間の決算書(貸借対照表、損益計算書及び財産目録)及び事業報告書
- キ 病院の経営実績 《様式6》
- ク 病院移転資金調達計画書 《様式7》
- ③ 提案書類 正本各1部 副本各14部(提案書入力済のCD-R(W)1枚)
 (副本は、応募者名が判別できる表現やロゴ等は一切記載しないこと。)
- ア 市立堺病院後利用に係る事業計画書 《様式8》
- イ 土地・建物購入価格等申出書 《様式9》
- ウ 年度別収支計画書 《様式10》

(2) 応募に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は応募する法人の負担とします。

(3) 留意事項

- ① 応募者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- ② 提出された書類の内容変更及び書類の追加はできません。ただし、応募期間内を除きます。
- ③ 追加資料等の提出を依頼する場合があります。
- ④ 提出された書類はすべて返却しません。
 (審査終了後、市が責任をもって処分します。)
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑥ 応募一法人(1グループ)につき、提案は一案とする。複数の提案はできません。
- ⑦ 法人の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。ただし、提案内容の公表その他本市が必要と認める場合には、本市は、提出された書類の全部又は一部を無償で使用する。また、提出された書類は、堺市情報公開条例等の規定に基づき不開示とすべき箇所を除き公開します。
- ⑧ プロポーザル参加申込後、又は、応募書類提出後に辞退する場合は、必ず書面(様式任意)を提出して下さい。

1.1 審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

- ① 事業予定者の選定は、提案内容と価格によるプロポーザル方式で行います。
- ② 事業予定者を選定するため、有識者等による「市立堺病院後利用事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。
- ③ 委員会は、提案内容と価格により、事業者としての適性を審査・検討し、採点を行います。
- ④ 削除
- ⑤ 譲渡物件の評価の対象は、病院の土地及び建物のみとし、宿舎については価格による評価はしません。
- ⑥ 採点の結果、高得点順に「事業予定者」及び「次順位事業予定者」を選定します。（一部削除）

(2) 応募者の失格

法人が以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する場合。
- ② 「堺市入札談合に関する情報の取扱いに関する要綱」（別紙3）に該当する場合。
- ③ 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している場合。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、および暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係にあるものが含まれている場合。（従業員を含む。）
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は更生手続きを行っている場合。
- ⑥ 本市から指名停止措置を受けている場合。
- ⑦ 本市と現在係争中の場合。
- ⑧ 応募者が事業予定者の選定に関して、自己の有利になる目的のため、委員会の委員及び事務局への接触等の働きかけを行った場合。
- ⑨ 他の団体の応募を妨害した場合。
- ⑩ 応募に関して、応募者の不正な行為等が明らかになった場合。

(3) 書類審査

① 実施方法

応募者により提出された書類に基づき委員会が審査します。

② 審査内容

選定基準（別紙1）に基づき、提案書類を委員会が審査します。

- (4) プレゼンテーション・ヒアリング審査
提案書類の内容や団体の経営状況などについて、プレゼンテーション・ヒアリングを実施します。
※日時、場所、内容などについて、E-mail で連絡します。
- (5) 事業者の決定
市は、委員会の選定結果に基づき事業者を決定します。
- (6) 選定結果の公表
選定結果については、市立堺病院のホームページ等において公表します。
公表内容は、委員会における採点結果（事業者名の公表は選定した者のみ）、会議録等譲渡先の選定に関する情報とします。ただし、堺市情報公開条例の規定に基づき不開示とすべき箇所を除きます。
- (7) 審査結果の通知
審査結果は、応募者へ郵送にて通知します。
- (8) 協定書の締結
事業者を決定後、協定書を締結します。
- (9) 売買契約等の締結等
新病院移転後すみやかに売買契約（賃貸契約）を締結し、譲渡代金の納入後、所有権移転嘱託登記を行います。
なお、登記に係る登録免許税、不動産取得税その他必要となる経費は、事業者の負担とします。

12 委員会の構成

(50音順、敬称略)

氏名	役職等
阿津地 勲	堺区自治連合協議会 少林寺校区代表
上田 保	堺区自治連合協議会 安井校区代表
岡原 猛	(社)堺市医師会 副会長
岡本 邦彦	堺区自治連合協議会 会長
神部 智司	大阪大谷大学 教育福祉学部 准教授
北村 惣一郎	堺市 医療監
種子田 護	(社)大阪府病院協会 常任理事 (委員長)
出未 明彦	市立堺病院 事務局長
橋本 卓也	大阪保健医療大学 講師
早川 泰史	堺市 健康福祉局長
樋上 忍	堺市域保健医療協議会 会長
蓑田 正豪	(社)堺市医師会 理事
本川 清子	公認会計士

13 その他

(1) 事務・業務の引継ぎ

事業者と協定書締結以降、譲渡等に向けて、協議や引継ぎを行います。
なお、その経費については事業者の負担とします。

(2) 売却価格の時点修正

社会情勢により、価格が大きく変動した場合は、売却価格を時点修正する場合があります。

(3) 売却価格について、議会の議決が得られなかった場合等の措置

売買契約の締結にあたっては、堺市議会の議決を得ることが必要となります。

(議決が得られない場合、売買契約を延期又は締結できない場合があります。)

この場合、応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用等については、一切補償しません。

1.4 問い合わせ先

〒590-0064 堺市堺区中安井町1丁4番15号 (UR 中安井町アパート2階)

電話 072-221-8700 FAX 072-221-0900

担当 廣野、溝端 (市立堺病院 新病院建設室)

E-mail : byouken@city.sakai.lg.jp

【周辺地図】



選 定 基 準 (案) (別紙 1)

※ 5 点満点の評価基準 (6. 提示価格は除く)

優れている 5 点、 やや優れている 4 点、 ふつう 3 点、 やや劣る 2 点、 劣る 1 点

評価項目	評価の視点	配点	
1. 譲渡先としての適性	(1) 理念及び基本方針が公募の趣旨と一致しているか。	5	15
	(2) 病院運営についての経験・実績が十分あり、現在の法人等と病院の経営基盤や経営状況が良好であるか。 <u>(2) (3) 統合</u>	5	
	(3) 患者の意見・要望を把握し、病院運営に反映する仕組みがあるか。	5	
2. 診療機能	(1) 地域の医療需要に対応した病床規模が確保されているか。	5	35
	(2) 地域の医療需要に対応した <u>診療サービスが確保されているか。</u>	5	
	(3) 地域の医療ニーズを <u>考慮した計画</u> となっているか。	5	
	(4) 救急医療が提供されるか。	5	
	(5) 設備や医療機器等の更新に対して、計画的に対応することとなっているか。	5	
	(6) <u>急性期治療後の後送病床</u> としての仕組みがあるか。	5	
	(7) 地域医療機関等に対して、紹介・逆紹介をスムーズに行う仕組みがあるか。	5	
3. 組織体制	(1) 事業にふさわしい組織体制となっているか。また、医師、看護師及びその他スタッフの人員確保策は十分であるか。	5	10
	(2) 危機管理、防災管理、個人情報管理、人材の研修などの体制が十分であるか。	5	
4. 収支計画等	(1) 事業を安定的に運営する工夫があり、継続的な医療の提供ができるような適切・良好な収支・資金計画であるか。	<u>10</u>	10
5. その他提案	(1) 地域住民又は堺市民にとってメリットのある提案があるか。	10	10
6. 提示価格	(1) 提示価格 <u>20点 × (提示価格 ÷ 最高提示価格)</u>	20	<u>20</u>
合 計		100	

募集要項の「別紙」及び「様式」(案)

- 別紙 1 「選定基準」 (再掲)
- 別紙 2 「市立堺病院概要」
- 別紙 3 「堺市入札談合に関する情報の取扱いに関する要綱」
- 様式 1 「プロポーザル参加表明書兼連絡先届出書」
- 様式 2 「現地見学参加申込書」
- 様式 3 「質問書」
- 様式 4 「応募申請書」
- 様式 5 「法人の事業概要書」
- 様式 6 「病院の経営実績(予定)」
- 様式 7 「病院移転資金調達計画書」
- 様式 8 「市立堺病院後利用に係る事業計画書」
- 様式 9 「土地・建物購入価格等申出書」
- 様式 10 「年度別収支計画書」

選 定 基 準 (案)

※5点満点の評価基準（6. 提示価格は除く）

優れている 5点、 やや優れている 4点、 ふつう 3点、 やや劣る 2点、 劣る 1点

評価項目	評価の視点	配点	
1. 譲渡先としての適性	(1) 理念及び基本方針が公募の趣旨と一致しているか。	5	15
	(2) 病院運営についての経験・実績が十分あり、現在の法人等と病院の経営基盤や経営状況が良好であるか。 <u>(2) (3) 統合</u>	5	
	(3) 患者の意見・要望を把握し、病院運営に反映する仕組みがあるか。	5	
2. 診療機能	(1) 地域の医療需要に対応した病床規模が確保されているか。	5	35
	(2) 地域の医療需要に対応した <u>診療サービスが確保されているか。</u>	5	
	(3) 地域の医療ニーズを <u>考慮した計画</u> となっているか。	5	
	(4) 救急医療が提供されるか。	5	
	(5) 設備や医療機器等の更新に対して、計画的に対応することとなっているか。	5	
	(6) <u>急性期治療後の後送病床</u> としての仕組みがあるか。	5	
	(7) 地域医療機関等に対して、紹介・逆紹介をスムーズに行う仕組みがあるか。	5	
3. 組織体制	(1) 事業にふさわしい組織体制となっているか。また、医師、看護師及びその他スタッフの人員確保策は十分であるか。	5	10
	(2) 危機管理、防災管理、個人情報管理、人材の研修などの体制が十分であるか。	5	
4. 収支計画等	(1) 事業を安定的に運営する工夫があり、継続的な医療の提供ができるような適切・良好な収支・資金計画であるか。	10	10
5. その他提案	(1) 地域住民又は堺市民にとってメリットのある提案があるか。	10	10
6. 提示価格	(1) 提示価格 <u>20点× (提示価格÷最高提示価格)</u>	20	<u>20</u>
合 計		100	

市立堺病院概要

(1) 病院

- ① 所在地 堺市堺区南安井町1丁1番1号
- ② 施設
- ア 構造・規模 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下2階・地上8階建
- イ 土地 14,018.63㎡
・用途地域：近隣商業地域
・建ぺい率／容積率：80％／300％
- ウ 建物 43,038.26㎡
- エ 駐車台数 210台 (地下1階及び2階部分)
- オ 病床数 493床 (一般病床480・感染症病床13)
- カ 診療科 19診療科
総合内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、
血液内科、腎・代謝内科、神経内科、小児科、外科、
脳神経外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、
耳鼻咽喉科、眼科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科

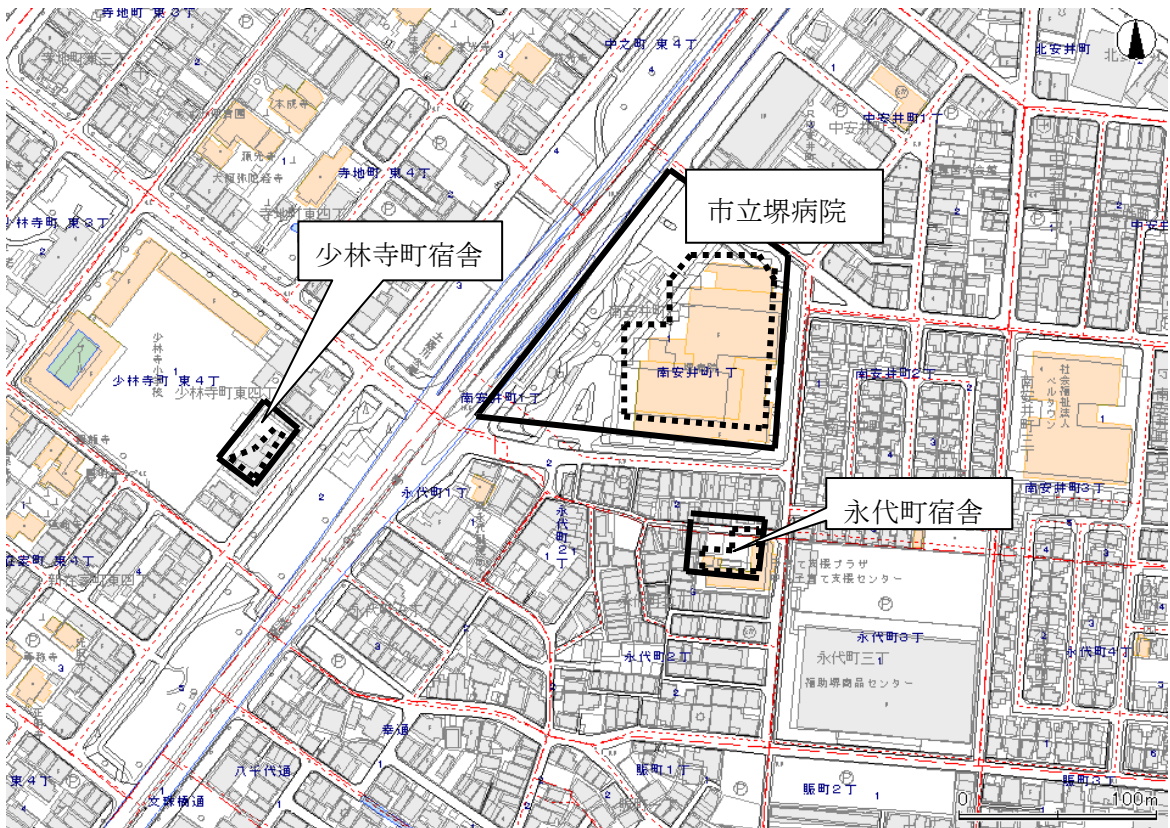
(2) 永代宿舎

- ① 所在地 堺市堺区永代町2丁39番1
- ② 施設
- ア 構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上5階 50戸
- イ 土地 1,206.37㎡
・用途地域：近隣商業地域
・建ぺい率／容積率：80％／300％
- ウ 建物 1,755.34㎡

(3) 少林寺宿舎

- ① 所在地 堺市堺区少林寺町東4丁5番1
- ② 施設
- ア 構造・規模 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上5階 40戸
- イ 土地 990.87㎡
- ・用途地域：第二種中高層住居専用地域
 - ・建ぺい率/容積率：60%/200%
- ウ 建物 1,875.34㎡

【位置図】



(4) 沿革

- 大正 12 年 7 月 堺公民病院として業務開始（宿院町東 3 丁）
昭和 8 年 5 月 堺市民病院と改称
昭和 13 年 9 月 本館を新築（宿院町西 2 丁）
昭和 26 年 4 月 市立堺病院と改称
昭和 63 年 7 月 市立堺病院新築計画基本構想を策定
平成 3 年 6 月 現病院開設許可(大阪府知事)
平成 5 年 3 月 現病院建設工事着工
平成 8 年 6 月 現病院建設工事完了
平成 8 年 8 月 永代宿舎建設工事完了
平成 8 年 10 月 現病院開院（南安井町 1 丁）
平成 8 年 12 月 少林寺宿舎建設工事完了
平成 21 年 9 月 市立堺病院将来ビジョン(基本構想)を策定
平成 22 年 11 月 新病院整備基本計画を策定

(5) 職員数（各年度 4 月 1 日現在）

（人）

職 種	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
医師	76	78	89
看護師	356	375	395
医療技術員	68	70	69
事務員等	34	39	40
計	534	562	593

* 常勤職員数（再任用職員を除く）

(6) 経営状況 (決算)

(千円・人)

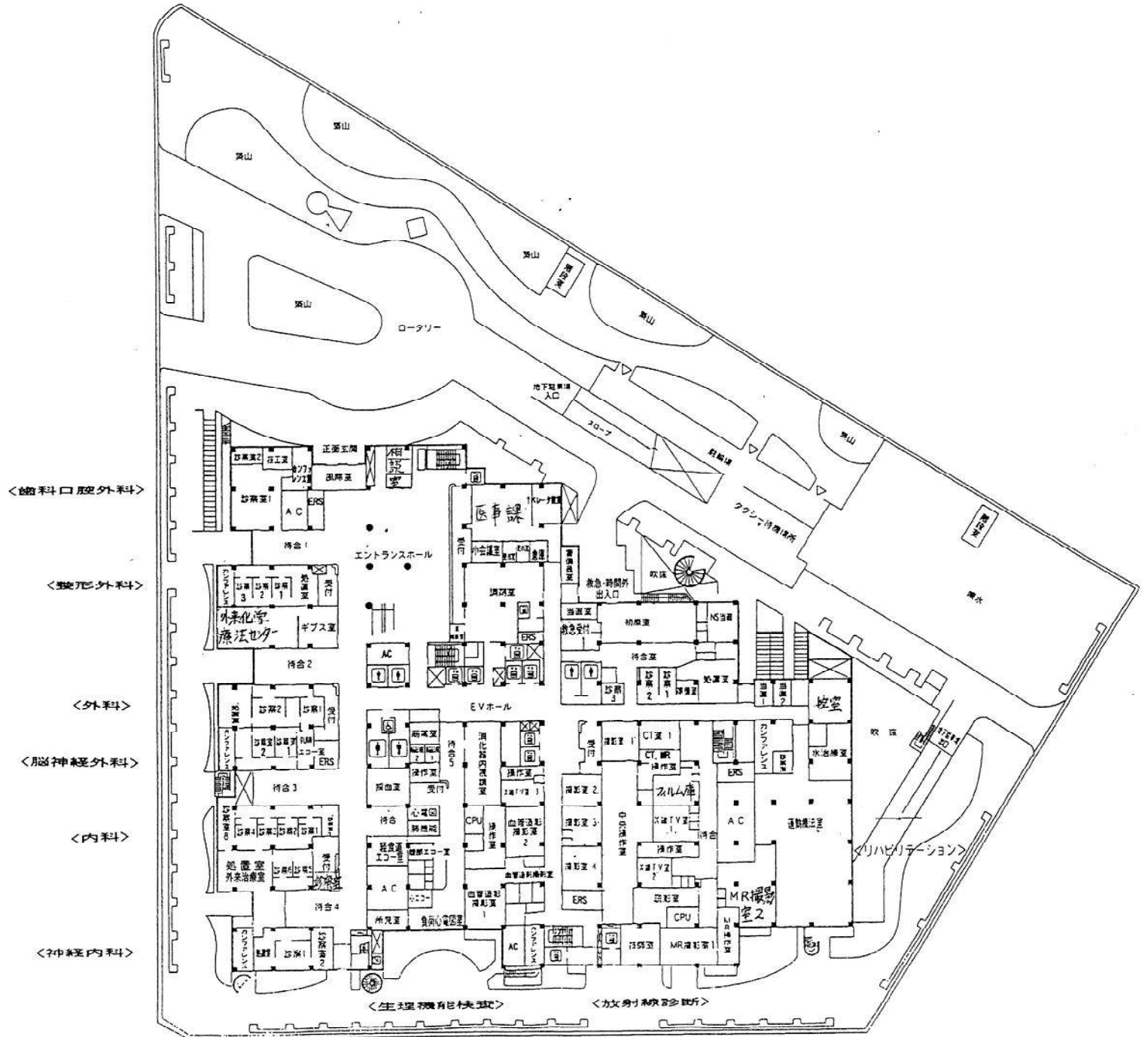
項 目		平成19年度	平成20年度	平成21年度	
業 務 量	入 院	稼働病床数(床)	480	480	480
		病床利用率(%)	85.7	81.4	84.7
		1日平均患者数	410.0	390.9	406.4
		年間延べ患者数	150,061	142,694	148,339
		診療単価(円)	45,766	47,326	48,287
	外 来	1日平均患者数	1,046.6	916.4	897.0
		年間延べ患者数	255,361	224,521	216,181
		診療単価(円)	10,678	11,829	12,629
事業収益		11,754,289	11,597,323	12,018,762	
料金収入		9,594,581	9,408,853	9,892,965	
入院収益		6,867,765	6,753,065	7,162,809	
外来収益		2,726,816	2,655,788	2,730,156	
一般会計繰入金		1,703,368	1,751,848	1,591,079	
その他		456,340	436,622	534,718	
事業費用		12,781,581	12,377,147	13,088,340	
給与費		5,321,838	5,227,543	5,905,807	
材料費		2,667,264	2,523,996	2,622,721	
経費		2,578,791	2,669,147	2,591,323	
減価償却費		1,106,356	1,053,236	1,026,872	
支払利息		629,107	604,488	574,725	
その他		478,225	298,737	366,892	
当年度純利益(純損失)		▲1,027,292	▲779,824	▲1,069,578	

* 稼働病床数、病床利用率、年間延べ入院患者数は感染症病床(13床)を除く

病院配置図 (B1 ~ R2)

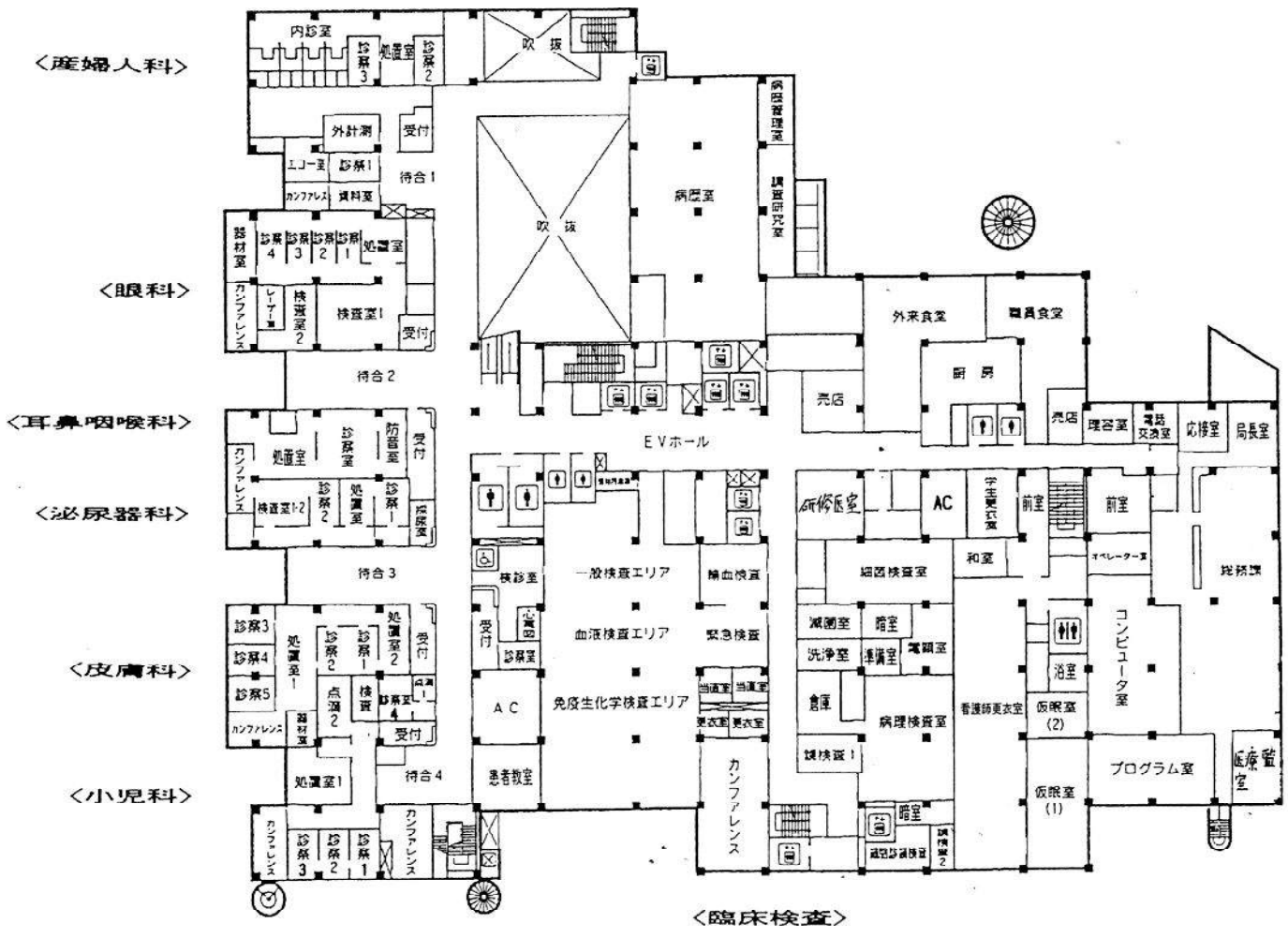


B1階平面図 

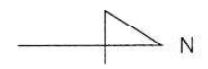


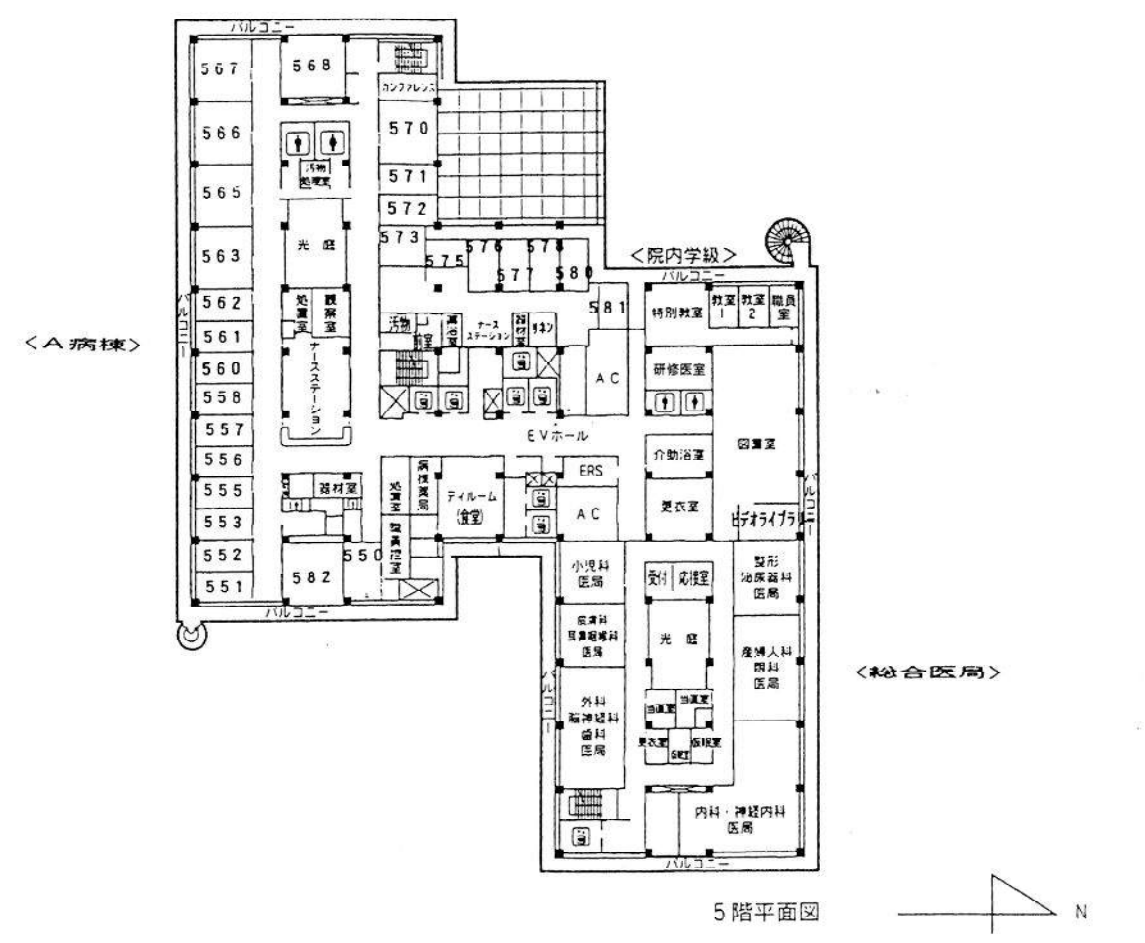
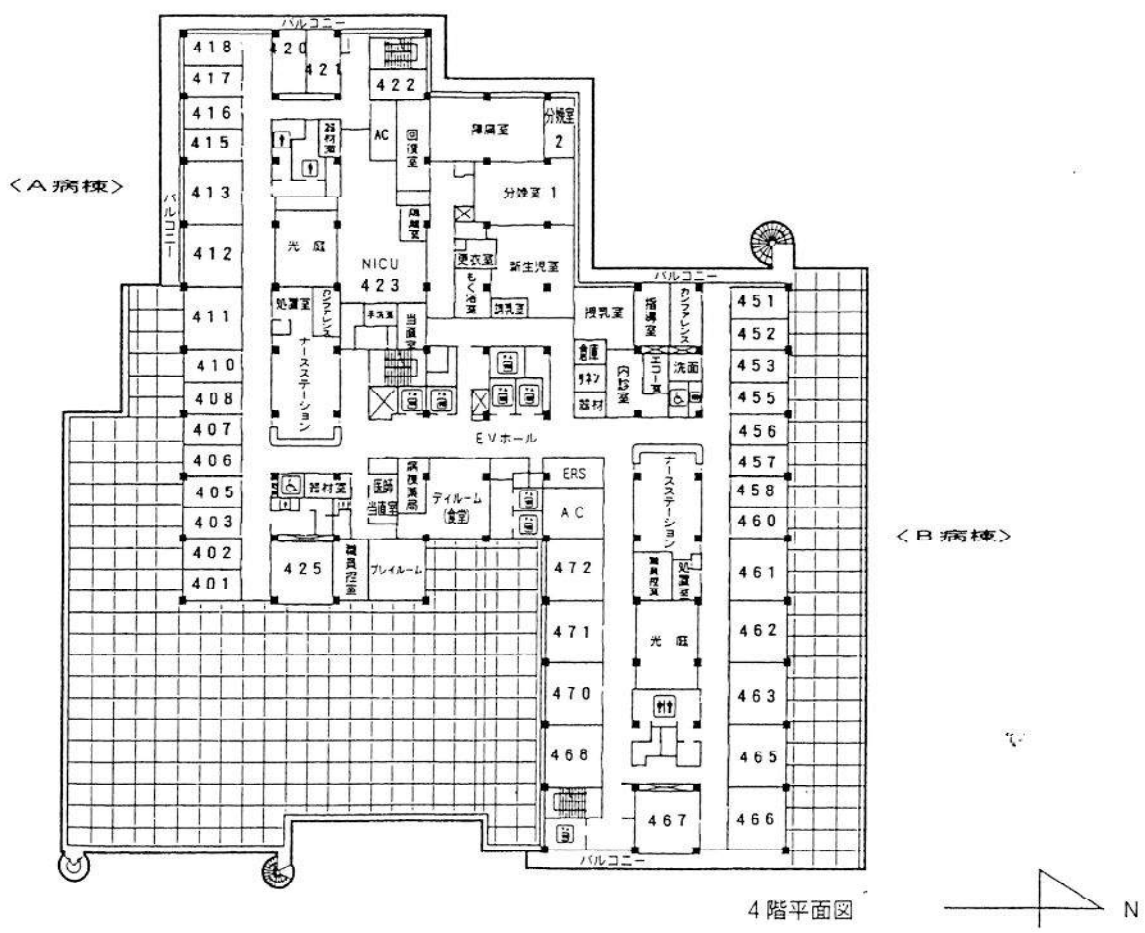
1階平面図・配置図

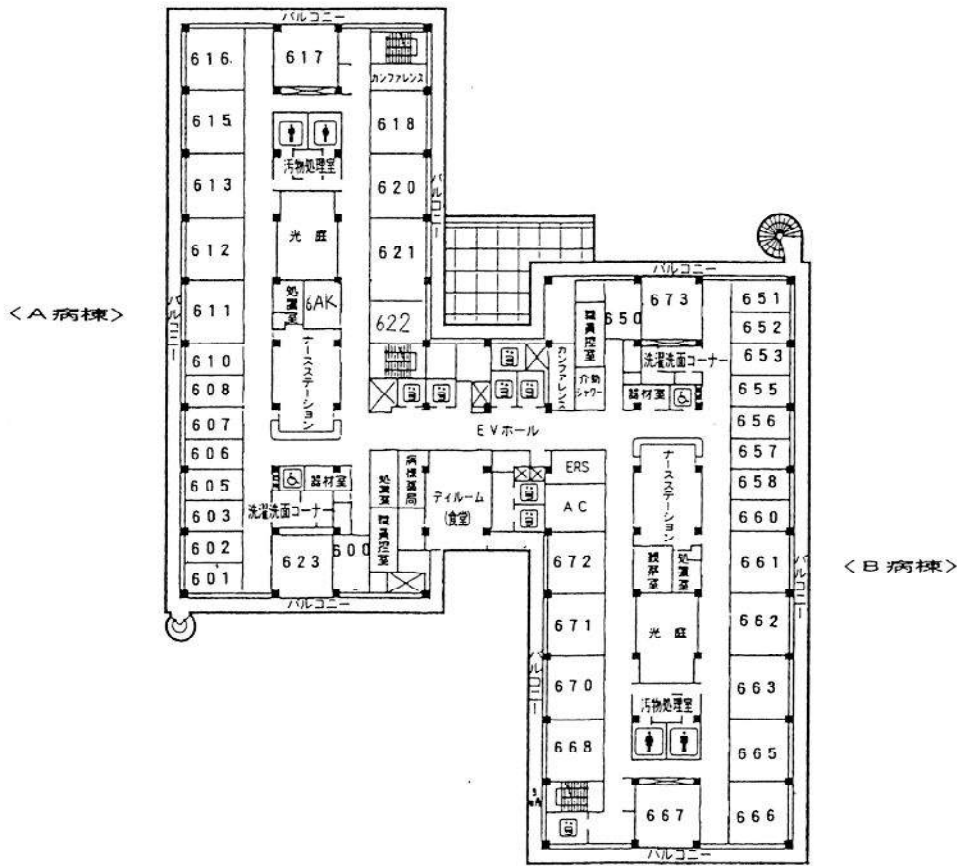




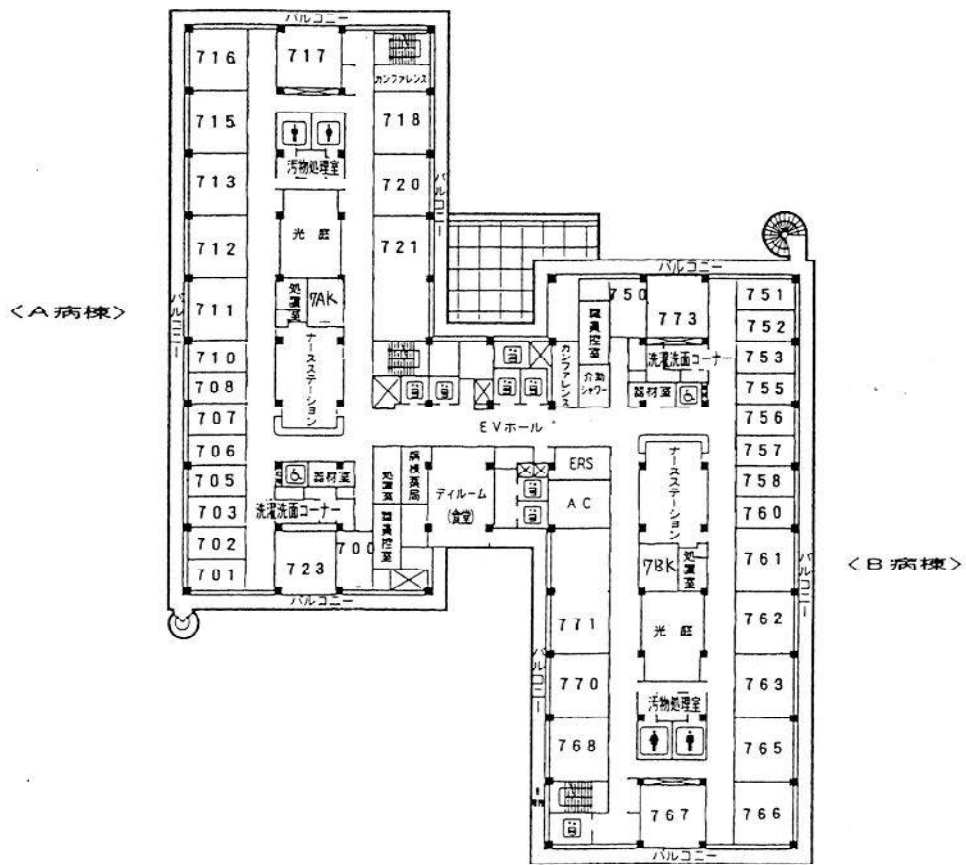
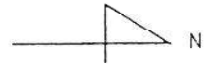
2階平面図



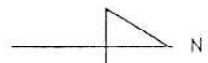




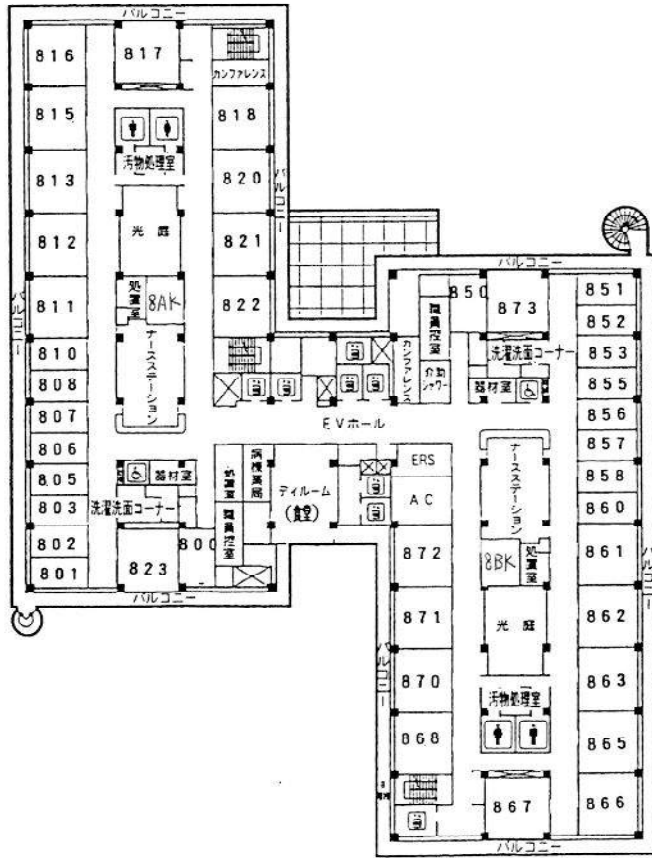
6 階平面図



7 階平面図

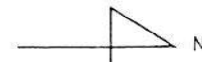
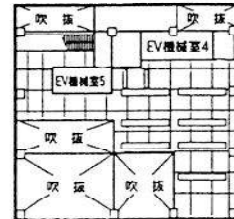
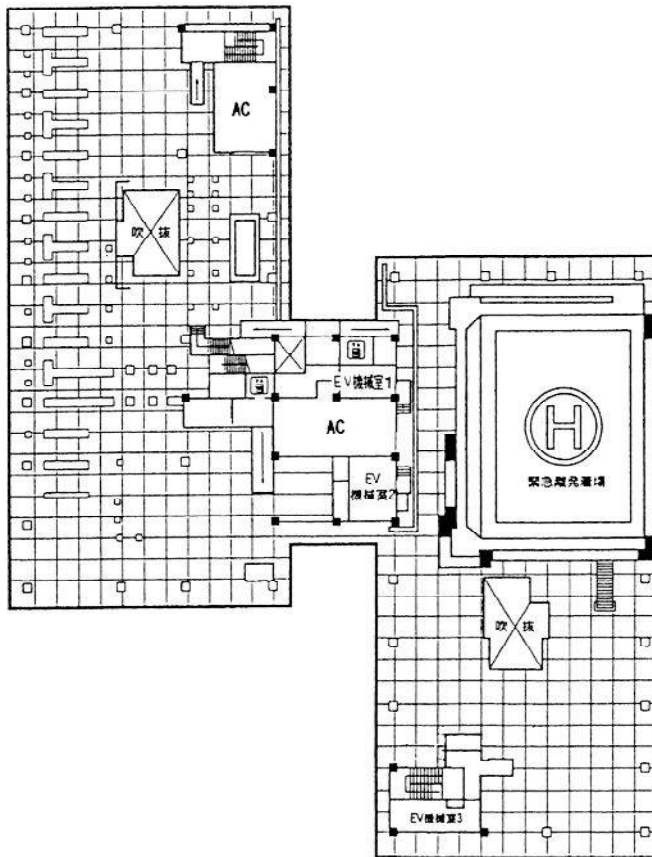


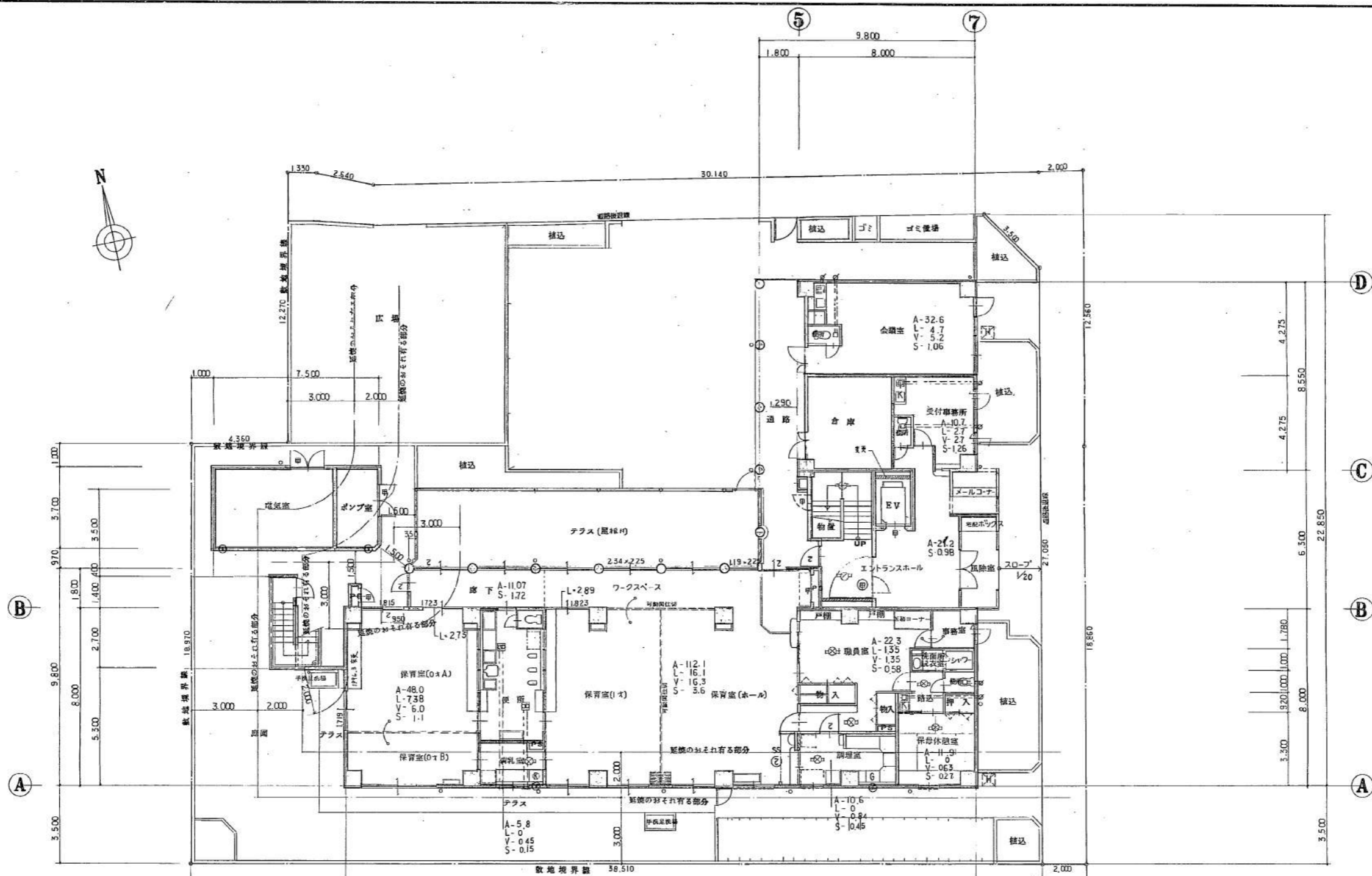
<A病棟>



<B病棟>

8階平面図





建築基準法による
平面図凡例

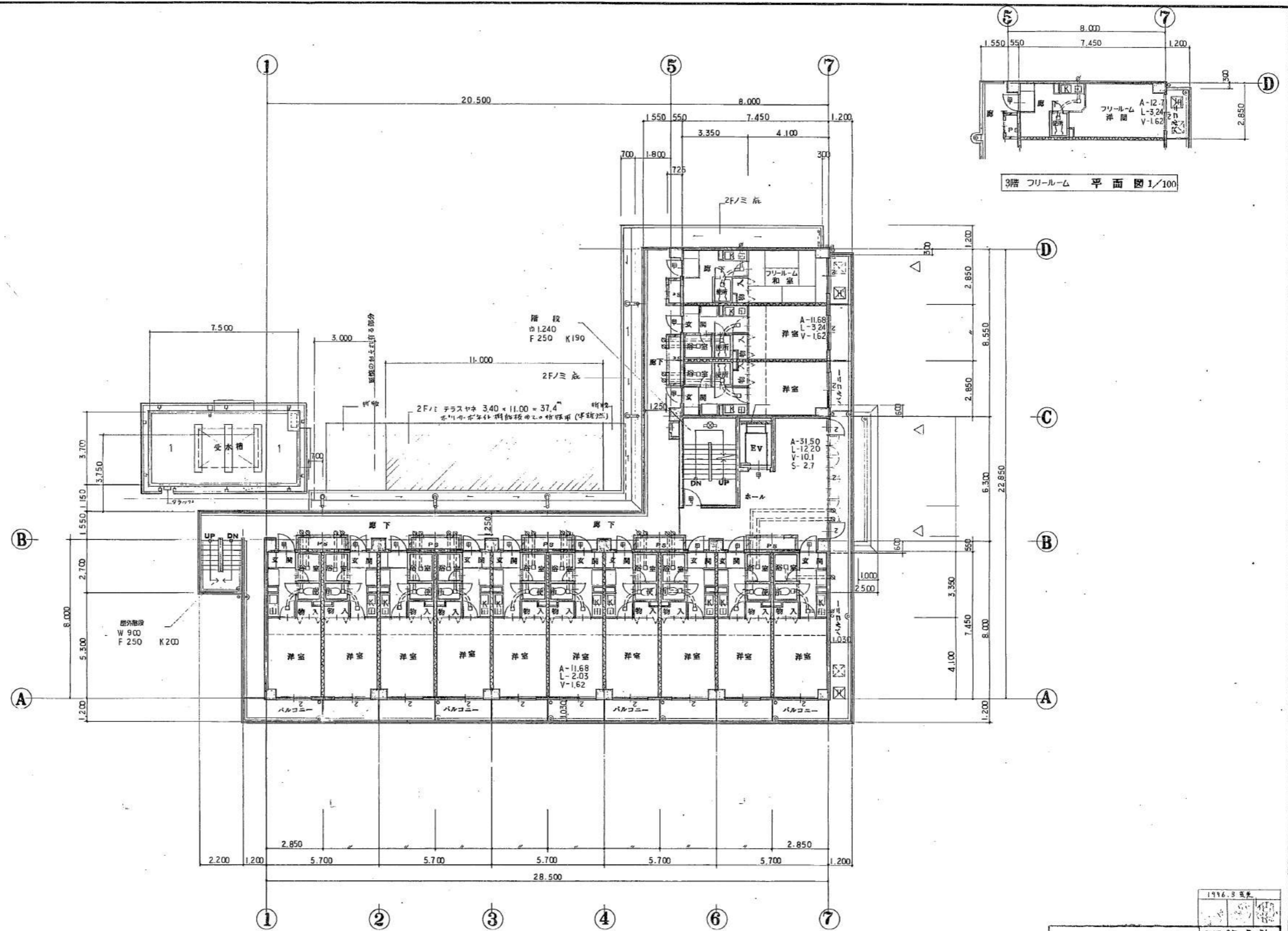
- 鉄筋コンクリート造 耐火構造
- W2255# 梁 2時間耐火構造・遮音構造(旧194号)
- (参照) 耐火構造 W21WI
- 2階床スラブ 防火構造 6.0 遮音構造
- ① 床下収納 常時開錠 (手動開錠・自動開錠・2ホック)
- ② 床下収納 常時開錠 煙感発動
- SS ③ スカフリング 煙感発動 2ホック
- ☒ 遮音ハンダ 耐火構造 700
- ☐ 非常用照明 (設備工事)
- 換気扇 p100 ネットワーク付 (設備工事)
- ⊙ 換気扇 (設備工事) 延焼のおそれがある部分 吹出し口付
- ▷ 非常用出入口 付与開口部 800・1800
- K 電線式 不仕付 (ニモツ)
- G ガスレンジ (設備工事)

1階 平面図 1/100

外構図は配置図に依る

EV - EV充電 9人用コンセント 60mm²

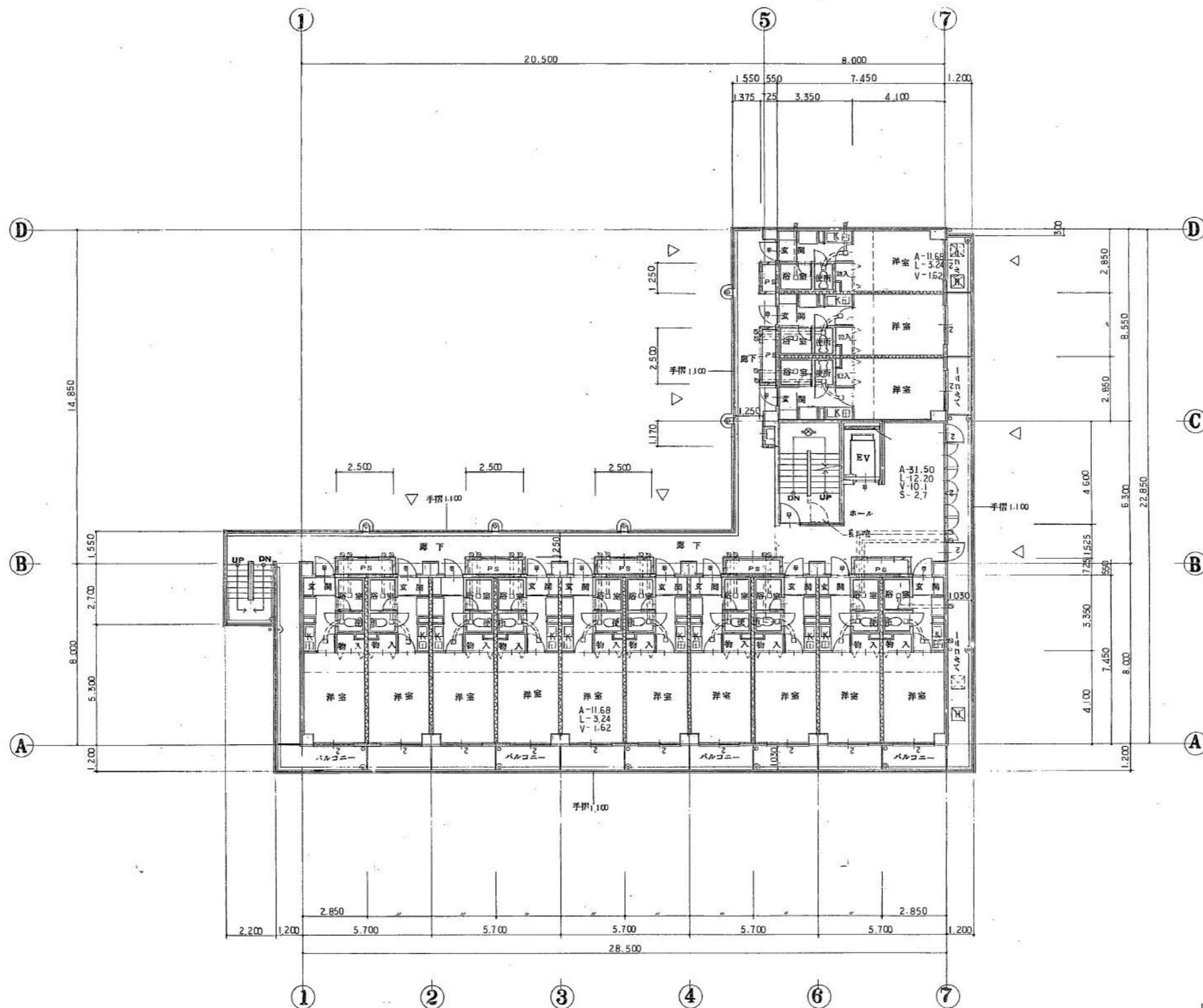
1994.3 改定	
DATE 95.5.31	担当者 A12
SCALE 1:100	45
市立堺病院事務局建設室	



2階～3階平面図 1/100

1996.3 完成	
(仮称) 市立堺病院 永代町 有成館旧古寺建設工事	DATE 95.5.31
室長 長谷川 幸彦	SCALE 1:100
市立堺病院事務局建設室	図名 A13 45
2F-3F 平面図	

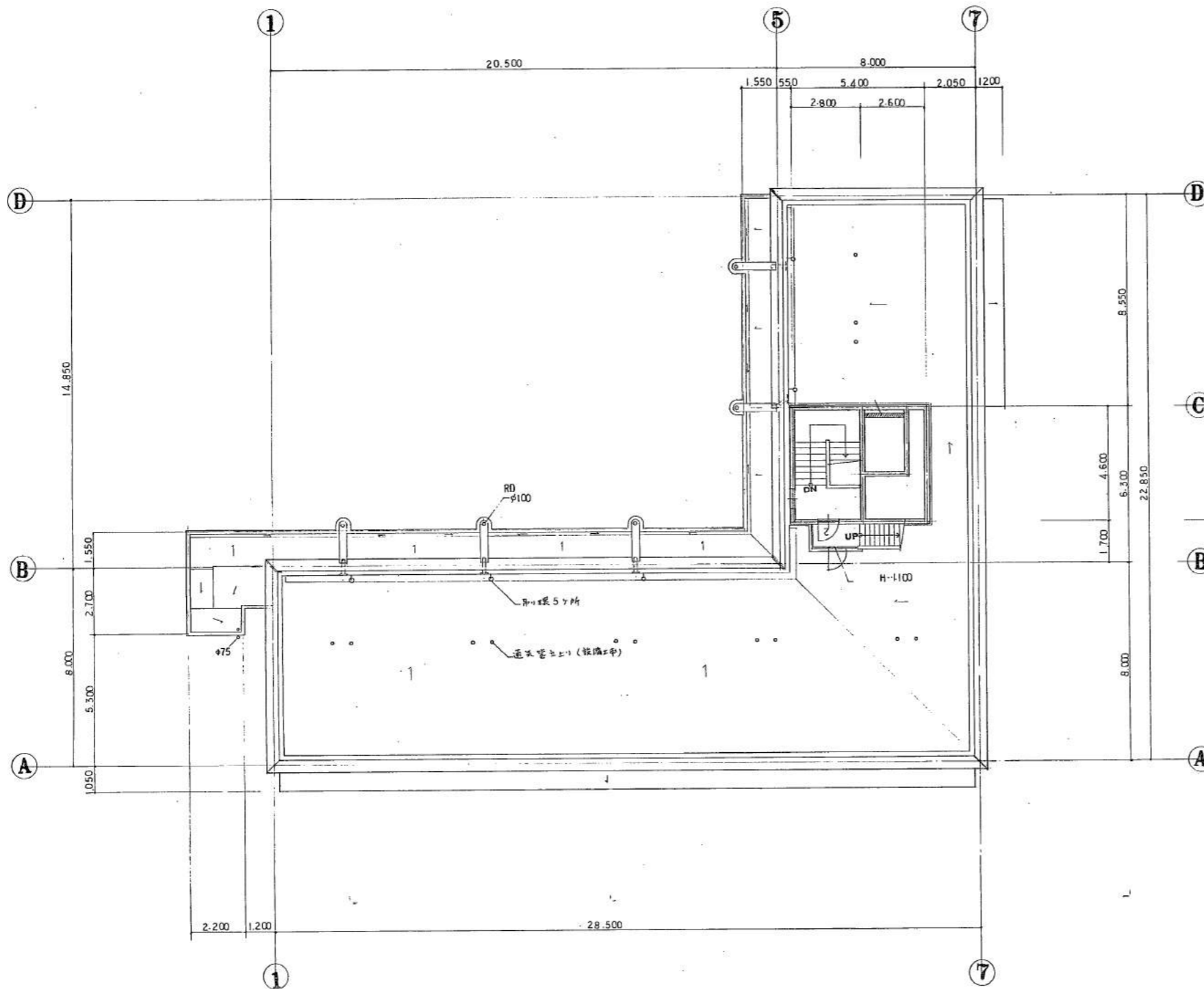
竣工図



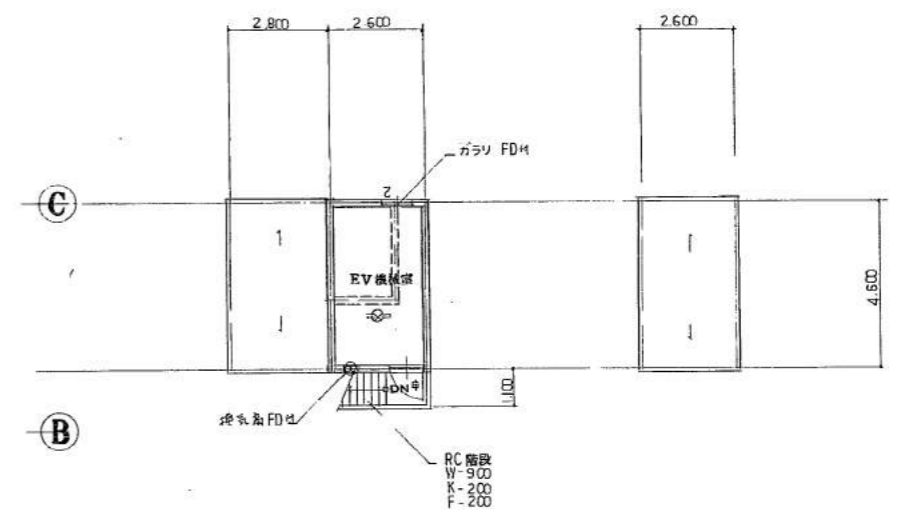
4階～5階平面図 1/100

1996.3 変更	
DATE 95.5.31	
SCALE 1:100	
(仮称) 市立堺病院 永代町 看護婦宿舎等建設工事	担当 者 A19/45
監 査 者 市立堺病院事務局建設室	4F～5F平面図

竣工図



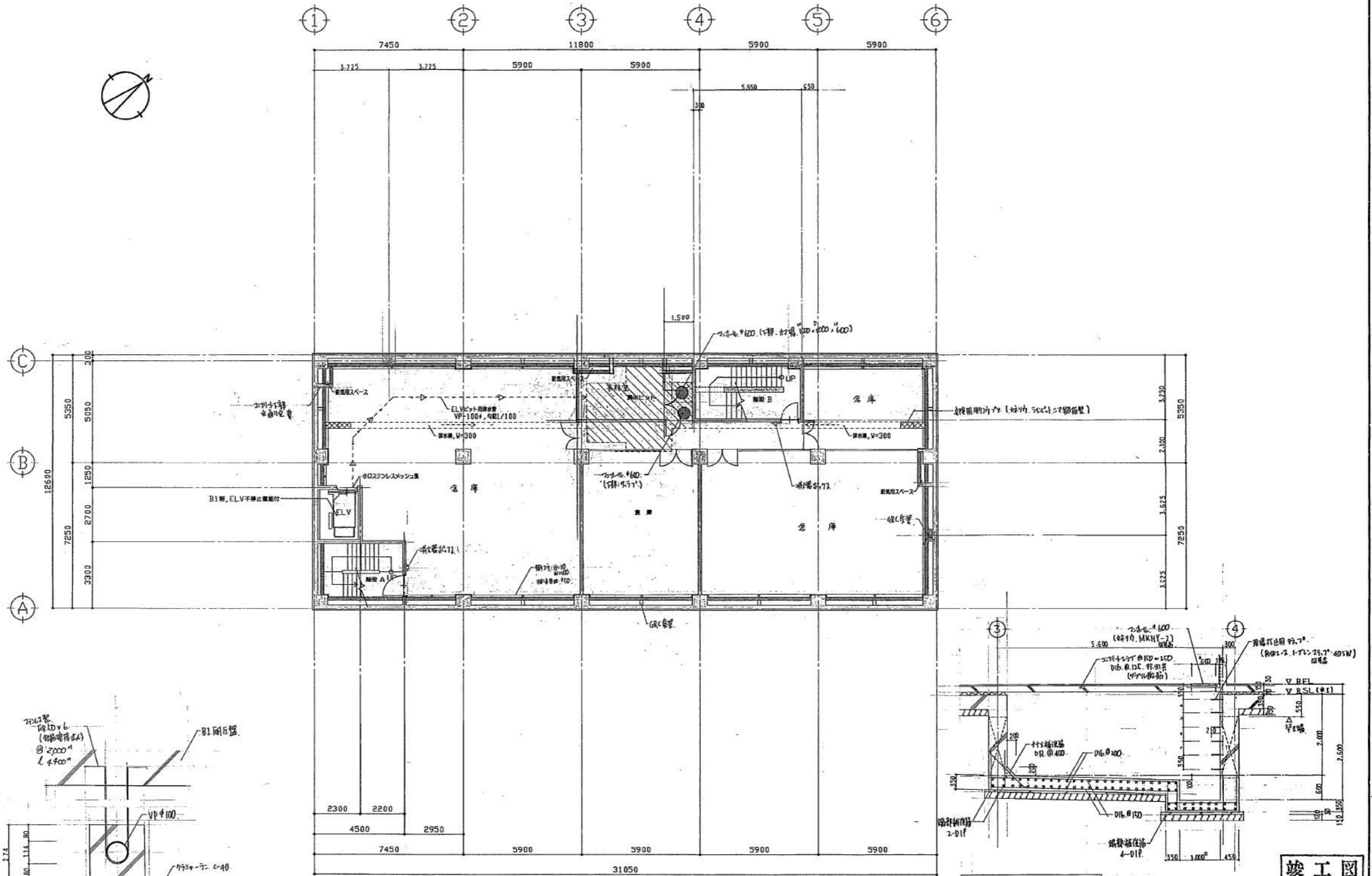
屋階 平面図 1/100



塔屋1階 平面図

塔屋屋根 平面図

1996.3 変更		DATE 95.5.31
(仮称) 市立病院 永代町 看護婦宿舎等建設工4.		SCALE 1:100
監 査 長 大 塚 参 事 主 査	担 当 者	A15/45
R F - 平面図		市立病院事務局建設室



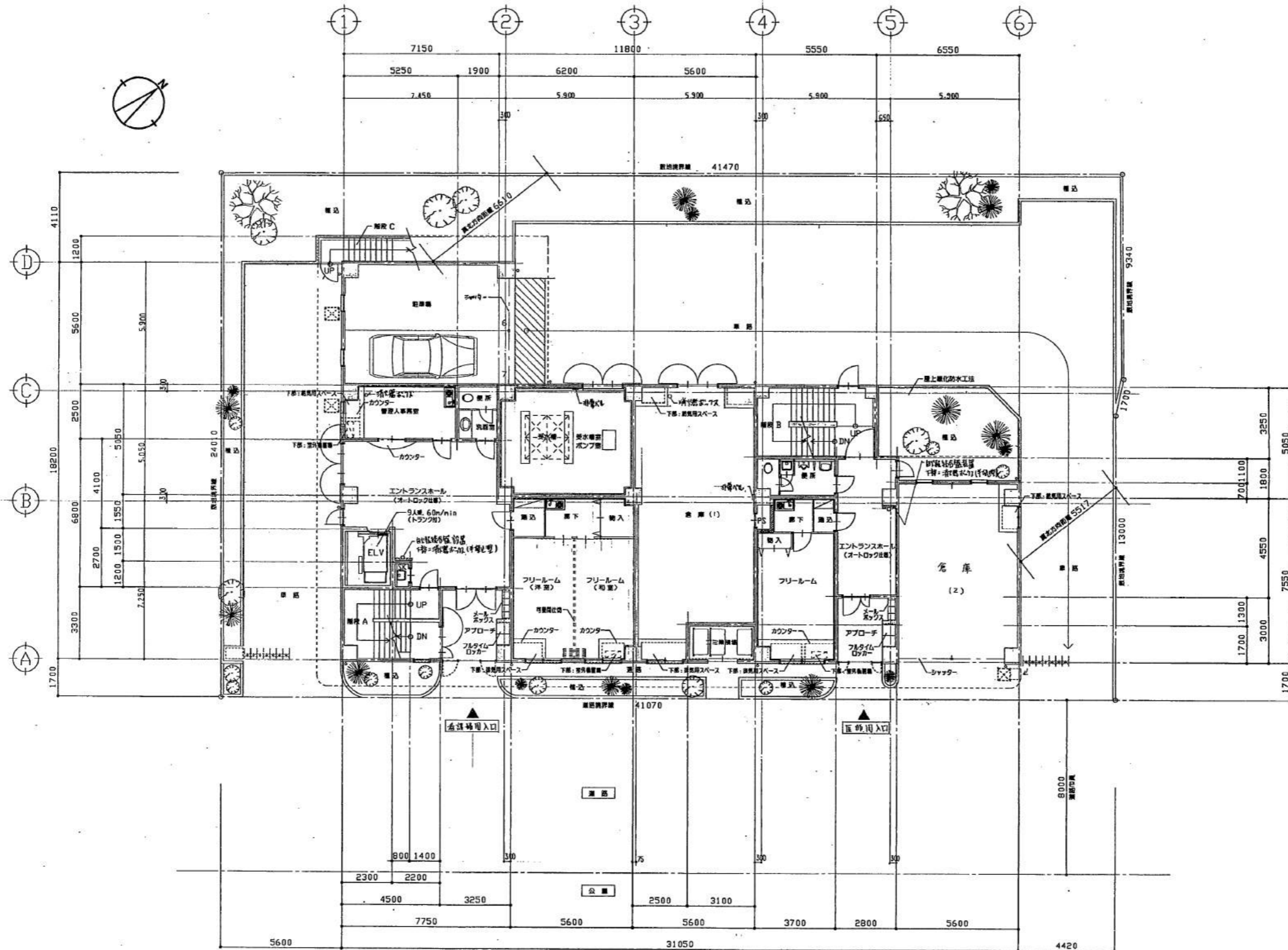
B1階：平面図 S=1/100

排水用排水管 詳細図 S=1/10

排水用排水管 詳細図 S=1/10

竣工図

工事名称	(仮称) 市立堺病院少林寺町看護婦宿舎等建設工事	DATE
図面名称	B1階 平面図	SCALE 1/100
製図者	▲	15/71
市立堺病院事務局建設室		

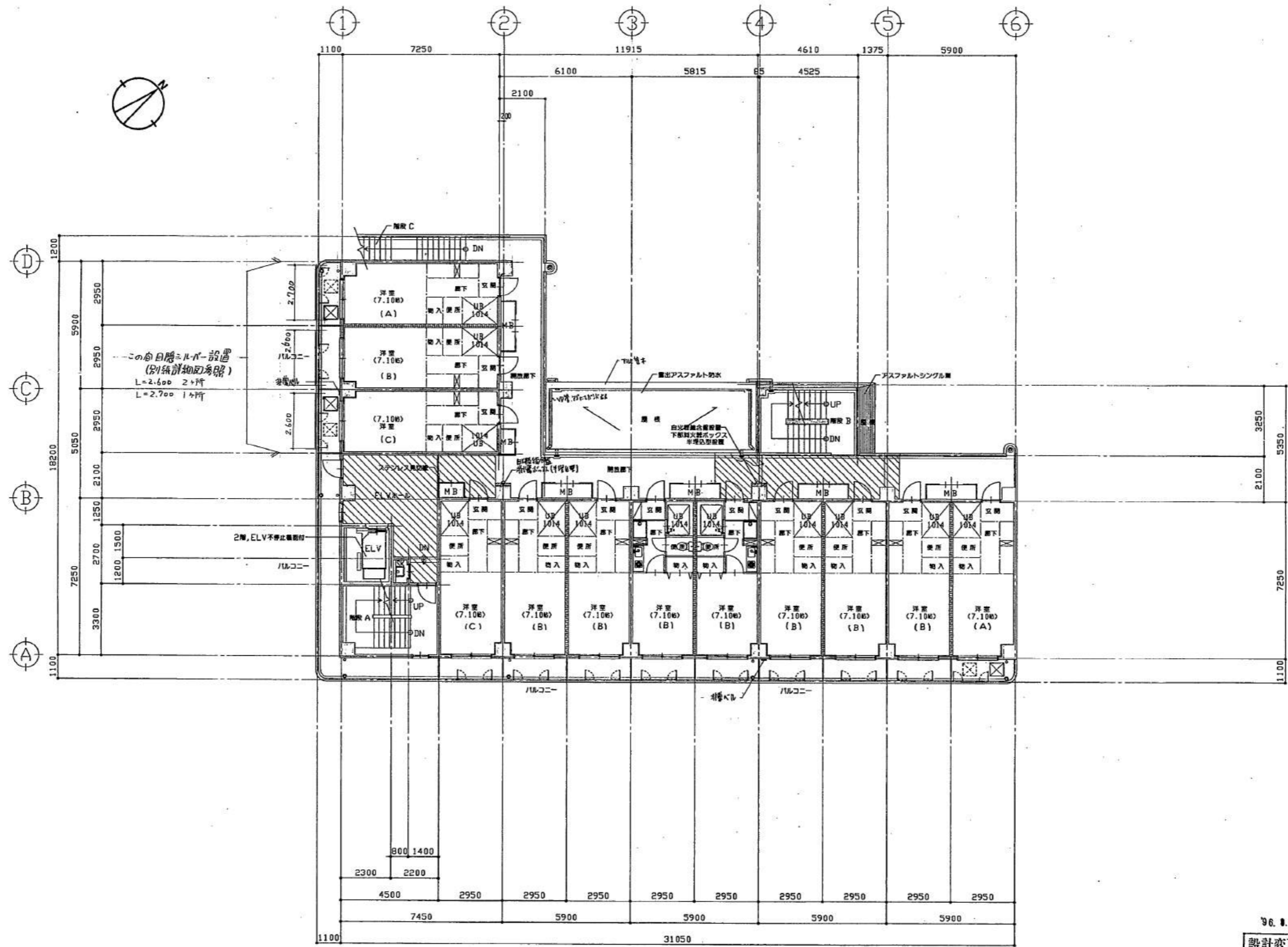


1階 平面図 S=1/100

※特記なし限り下記二枚ル。
1) 斜線ハ、天井裏部分ヲ表ス。

竣工図

工事名称	(仮称)市立堺病院少林寺町 看護婦宿舎等建設工事	DATE	
図面名称	1階 平面図	SCALE	1/100
製図者	次郎 孝 主筆	担当者	A 16 71
市立堺病院事務局建設室			

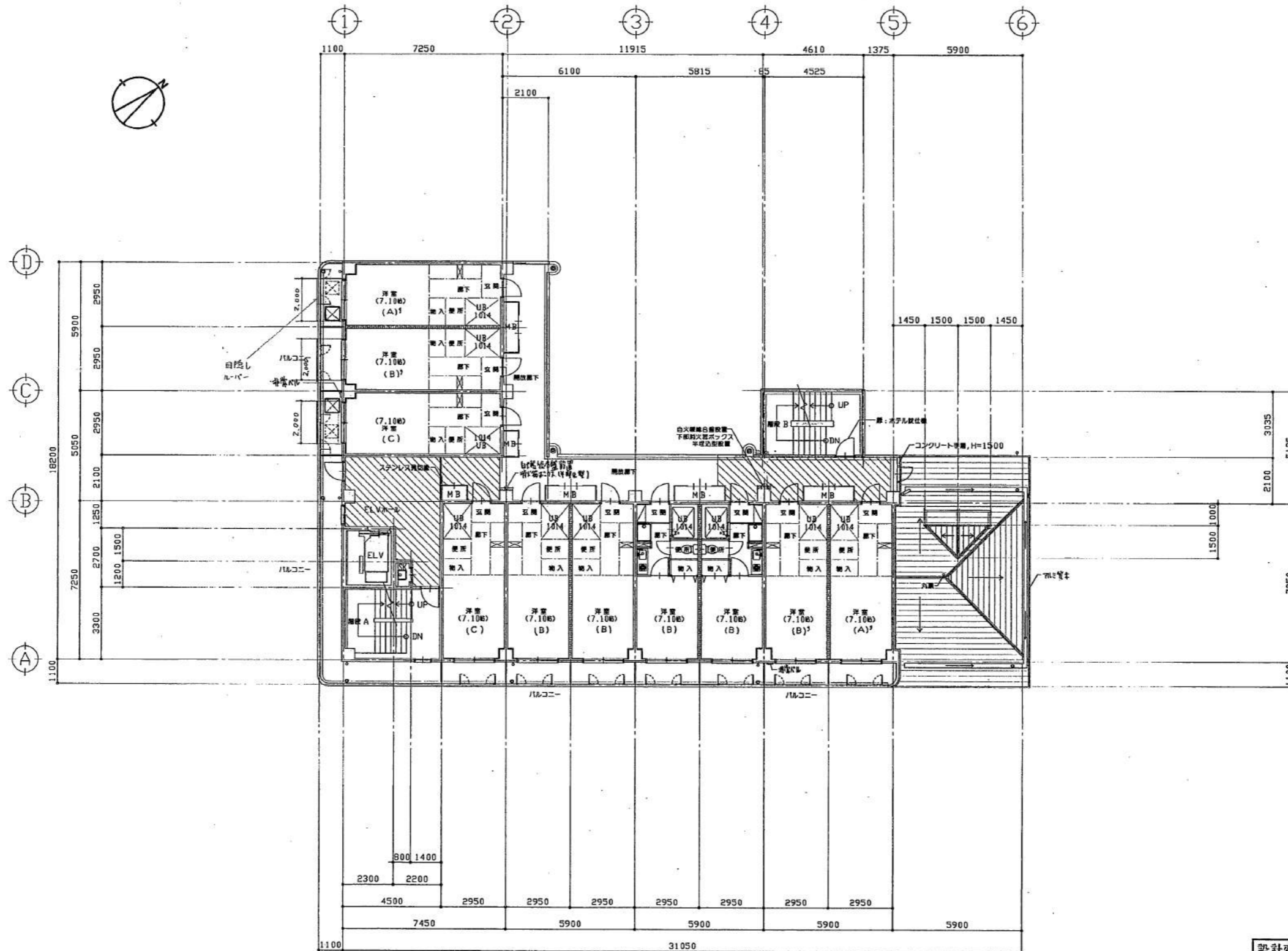


2階 平面図 S=1/100 (見切可適合)

※特記寸法以下記二点。
1) 斜線ハ、天井裏部分が記入。

竣工図

設計変更図		96.11	
工事名称	(仮称)市立堺病院少林寺回舎等建設工事	DATE	96.11
図面名称	2階 平面図	SCALE	1/100
監理	次長	事務	主任
監理	次長	事務	主任
市立堺病院事務局建設室		担当者	A 17/72



4階 平面図 S=1/100 (有償提供用紙)

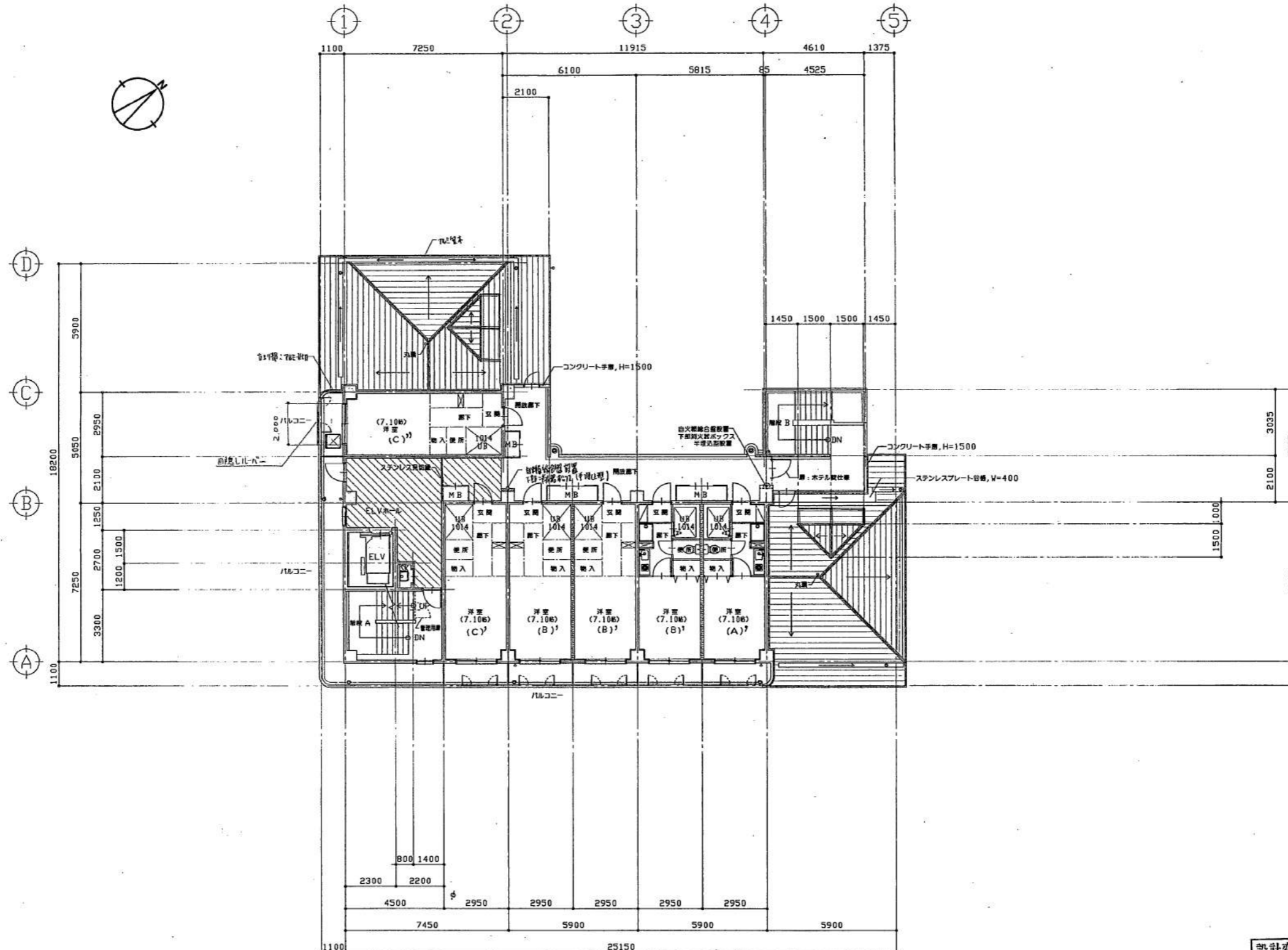
■ 特別子室(下二階)
 1) [ハatched] ハ、天井裏部分のみ

竣工図

設計変更図

工事名称	(仮称) 市立堺病院少林寺宿舎	DATE	
図面名称	4階 平面図	SCALE	1/100
製図	改定	監事	注者
		担当者	A
			19/72

市立堺病院事務局建設室

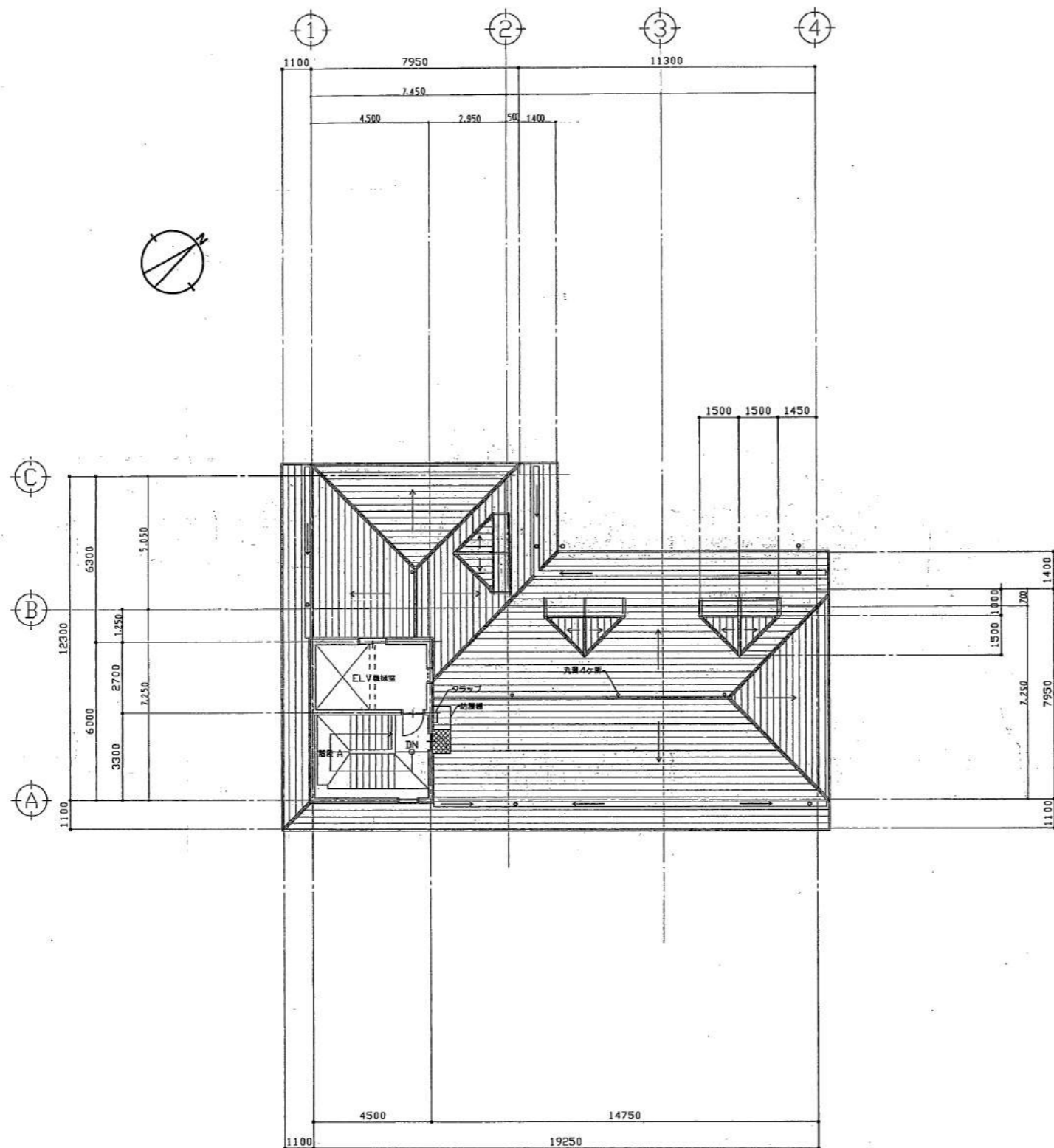


5階 平面図 S=1/100 (4枚中4枚目)

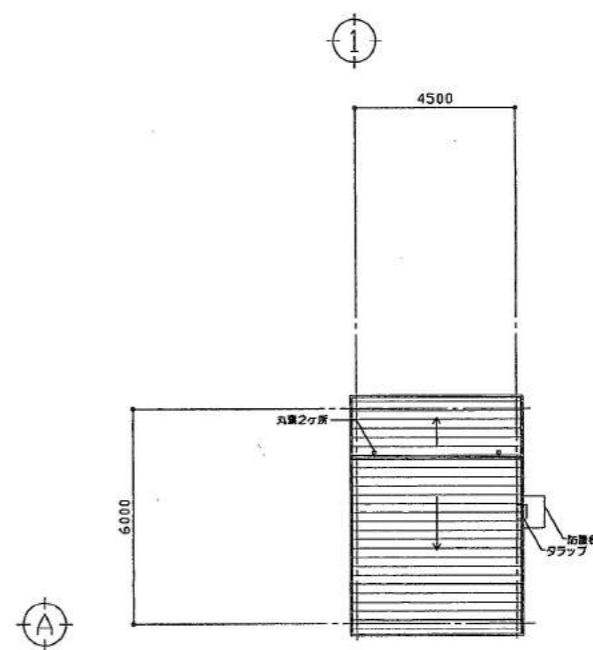
●特記ノキ線リ下取ニ依ル。
1) 〇ハ、天井裏部分ヲ表ス。

竣工図

設計変更図		建設 竣工	
設計者		監理者	
工事名称 (仮称) 市立堺病院少林寺町看護婦宿舎等建設工事		DATE	
図面名称 5階 平面図		SCALE 1/100	
製図	校核	承認	担当
			A 20/72
市立堺病院事務局建設室			



PH階 平面図 S=1/100



PHR階 平面図 S=1/100

竣工図

工事名称	(仮称)市立堺病院少林寺岡 若狭婦科等建設工事	DATE	
図面名称	PH・PHR階 平面図	SCALE	1/100
製図者	MS	承認者	A 21/71
市立堺病院事務局建設室			

堺市入札談合に関する情報の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において締結する売買、貸借、請負その他の契約に係る入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、その取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「入札談合に関する情報」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1項第1号の規定に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第2項に規定する談合行為に関して本市に寄せられる情報をいう。

(取扱基準)

第3条 入札談合に関する情報のうち、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす情報については、公正な入札の執行を妨げるおそれがあるもの（以下「信ぴょう性を有する談合情報」という。）として取り扱うものとする。

- (1) 情報提供者（入札談合に関する情報を本市に直接提供する者をいう。）の氏名及び連絡先が明らかであること。
 - (2) 当該情報に係る入札の件名及び落札予定業者名（共同企業体にあつては、代表者名を含む。以下同じ。）が提示されていること。
 - (3) 談合に関与した者の氏名、談合が行われた日時、場所及び方法、具体的な落札予定価格その他談合に参加した当事者以外には知り得ない内容を含んでいること。
- 2 入札談合に関する情報のうち、通報者（入札談合に関する情報を間接的に提供する報道機関等のことをいう。）の氏名及び連絡先が明らかであり、前項第2号及び第3号の条件をすべて満たすものについては、入札結果等を勘案して、必要と認められる場合に限り、事実確認の必要がある情報（以下「調査に値する情報」という。）として取り扱うものとする。
- 3 市長は、前2項の基準に該当しない情報であっても、第1項各号の条件のいずれかを満たすもので、入札に関する状況等から、信ぴょう性を有する談合情報又は調査に値する情報と同等に取り扱う必要があると認められる情報（以下「同等

に取り扱う情報」という。)については、前2項の基準に該当する情報として取り扱うものとする。

(情報の判断)

第4条 契約担当局長は、前条の基準に照らし、信ぴょう性を有する談合情報、調査に値する情報又は同等に取り扱う情報に該当するかどうか判断するものとする。

(公正取引委員会等への連絡)

第5条 市長は、信ぴょう性を有する談合情報、調査に値する情報又は同等に取り扱う情報を入手したときは、逐次公正取引委員会及び警察当局へ連絡をするものとする。

(事情聴取等)

第6条 市長は、信ぴょう性を有する談合情報、調査に値する情報及び同等に取り扱う情報に係る入札参加者に対して、事情聴取等の方法により事実の確認を行うことができる。

(談合情報が寄せられた入札の取扱い)

第7条 市長は、入札結果が入札執行前に寄せられた信ぴょう性を有する談合情報と一致したときは、堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第22条第10号の規定により当該入札を無効とする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、前条に規定する事情聴取等により談合の事実が確認されたときは、堺市契約規則第22条第10号、第23条若しくは第43条第2号の規定により入札を無効とし、入札の執行を中止し、若しくは契約を解除し、又は必要な措置を採ることができる。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、所管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

堺市長あて

プロポーザル参加表明書兼連絡先届出書

市立堺病院後利用事業者選定に関するプロポーザルに参加する意思があるので、参加表明書を提出します。

事業者名	
所在地	

【連絡先】

担当者 _____

所属 _____

役職 _____

電話 _____ FAX _____

E-mail _____

現地見学参加申込書

堺市長あて

市立堺病院後利用事業者選定に関する現地見学に参加したいので、次のとおり申込書を提出します。

平成 年 月 日

(代表事業者)

所在地

事業者名

代表者氏名

(連絡担当者)

所属・氏名

電話・FAX

E-mail

現地見学参加者

事業者名	所属名	役職名	氏名

※1 現地見学への参加人数は、1参加グループにつき5名以内でお願いします。

※2 事前に参加申込の無い方の当日の飛び入り参加はできません。

※3 現地見学の日時等については、こちらで調整のうえ別途通知します。

申込期限：平成23年7月21日（木）午後5時（必着）

平成 年 月 日

堺市長あて

質 問 書

市立堺病院後利用事業者募集について、下記のとおり質問事項を提出します。

事業者名			
住 所			
電 話		F A X	
担当者名		E-mail	
項 目	【資料名】 募集要項・その他 () 【ページ・項目】		
質問内容			

※ 質問事項は、本様式一枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

※ 送信の際は、開封確認等で着信を確認してください。

応 募 申 請 書

平成 年 月 日

堺 市 長 あて

(代表事業者)

所在地 _____

事業者名 _____

代表者 _____ 印

担当者 _____ 電話 _____

F A X _____

E-mail _____

(グループを構成する事業者1)

所在地 _____

事業者名 _____

代表者 _____ 印

(グループを構成する事業者2)

所在地 _____

事業者名 _____

代表者 _____ 印

※ 必要に応じて、欄を追加してください。

上記のとおり、市立堺病院後利用事業者募集要項に基づき申請します。

後利用事業者として決定後の詳細な調整等にあたっては、堺市との協議や事前打ち合わせに真摯に対応することを誓約いたします。

法人の事業概要書

(平成23年7月1日現在)

法人名				
所在地	〒	電 話		
代表者	F A X			
設立年月日	年	月		
職 員 数	(常勤) 医師 人、 看護師 人、 その他 人、 合計 人 (非常勤) 医師 人、 看護師 人、 その他 人、 合計 人			
沿 革				
法人が経営している施設の概要				
標榜診療科				
病 床 数				
主な実績				
財政状況 (直近3年間について 記入してください。)	年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	経常収益			
	経常費用			
	経常損益			
	累計損益			

応募に関する担当連絡先

氏 名			部署・職名		
電 話	F A X	E-mail			

※ グループでの応募の場合は、法人ごとに提出して下さい。

病院の経営実績（予定）

（単位 千円）

項 目	（実 績）			（予 定）			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医業収益	入院収益						
	外来収益						
	その他収益						
医業収益							
医業費用	給与費						
	同比率						
	対前年度伸び率						
	材料費						
	同比率						
	委託費						
	同比率						
	減価償却費 その他経費						
同比率							
医業費用							
医業利益							
医業外収益							
支払利息							
	その他						
医業外費用							
経常利益							
特別損益							
税引前当期利益							
法人税等							
税引後当期利益							
キャッシュフロー							
長期借入金残高							
元金返済額							
過不足							
累計							
償還年数							

入 院	稼働病床数(床)						
	病床利用率(%)						
	1日平均患者数						
	年間延べ患者数						
	診療単価(円)						
外 来	1日平均患者数						
	年間延べ患者数						
	診療単価(円)						

職 員 数 (人)	医師	常 勤					
		非常勤					
	看護師	常 勤					
		非常勤					
	医療 技術員	常 勤					
		非常勤					
	その他 職員	常 勤					
		非常勤					
	計	常 勤					
		非常勤					

※ 年度末職員数

病院移転資金調達計画書

事業者名 _____

(単位 百万円)

項 目	金 額
(病院移転費)	
土地購入費	
建物購入費	
機器・備品等調達費	
施設・設備改修費	
その他	
計	
(資金調達)	
自己資金	
現有資産売却金	
融資資金	
助成金等	
その他	
計	

- ※1 必要に応じて欄を追加してください。
- ※2 事業全体（代表事業者）及び各々の施設（運営主体）の計画を作成してください。
- ※3 代表事業者は、施設の引き継ぎ後から開業までの全体の事業スケジュールを作成・添付してください。（任意様式）

市立堺病院後利用に係る事業計画書

事業者名： _____

《記載上の留意事項》

- ※ 特色や強調したいポイントなどアピールする点を記入してください。
- ※ 実施事業の内容・方法や実施時期等について、数値やグラフを用いたり、また取組事例をあげるなど、できるだけ具体的に記入してください。

1 譲渡先としての適性

(1) 理念及び基本方針が公募の趣旨と一致しているか。	※ 譲渡後の病院経営に対する理念、目的・使命
(2) 病院運営についての経験・実績が十分あり、現在の法人等と病院の経営基盤及び経営状況が良好であるか。	※ 運営実績、経営実績、地域医療の活動実績（病院事業における実績や成果）、提出書類に基づいた分析結果など
(3) 患者の意見・要望を把握し、病院運営に反映する仕組みがあるか。	※ 患者等利用者の満足度向上に対する考え方（広聴及びアンケート等の反映）など

2 診療機能

(1) 地域の医療需要に対応した病床規模が確保されているか。
※ 病床数及び病床の種別など（一般病床数、医療型療養病床など）
(2) 地域の医療需要に対応した診療サービスが確保されているか。
※ 診療科目・診療曜日・診療時間など
(3) 地域の医療ニーズを考慮した計画となっているか。
(4) 救急医療が提供されるか。
(5) 設備や医療機器等の更新に対して、計画的に対応することとなっているか。
※ 医療機器の納入計画等
(6) 急性期治療後の後送病床としての仕組みがあるか。
(7) 地域医療機関等に対して、紹介・逆紹介をスムーズに行う仕組みがあるか。
※ 地域のかかりつけ医と連携を保つシステムの構築等

3 組織体制

(1) 事業にふさわしい組織体制となっているか。また、医師、看護師等及びその他スタッフの人員確保策は十分であるか。

※ 病院及び法人の意思決定及び各部門の組織・責任体制。医師等職員の確保策

(2) 危機管理、防災管理、個人情報管理、人材の研修などの体制が十分であるか。

※ 医療事故・院内感染対策等の事故発生時の対応、職員対応等

4 収支計画等

(1) 事業を安定的に運営する工夫があり、継続的な医療の提供ができるような適切・良好な収支・資金計画であるか。

5 その他提案

(1) 地域住民又は堺市民にとってメリットのある提案があるか。

※ 病院と併設する施設等

土地・建物購入価格等申出書

堺市長あて

平成 年 月 日

(代表事業者)

所在地.....

事業者名.....

代表者名..... 印 (代表者印)

病院(土地) 購入 ・ 賃借
(購入申出価格)

..... 円

※ 病院の土地は、「購入」又は「賃借」を選択し、「賃借」を選択した場合でも購入した場合の金額を記入してください。

病院(建物) (購入申出価格)

..... 円

※ 病院の建物は、「購入」のみとなりますので金額を記入してください。

永代宿舎 (土地・建物) 要 ・ 不要
(購入申出価格)

..... 円

少林寺宿舎 (土地・建物) 要 ・ 不要
(購入申出価格)

..... 円

※ 永代宿舎及び少林寺宿舎は、それぞれに「要」又は「不要」を選択し、「要」の場合は金額を記入してください。

【土地・建物購入価格等申出書】記載上の注意事項

1. 複数の事業者によるグループでの提案の場合は、代表事業者が記入してください。
2. 代表事業者の代表者印（提案書と同一の印鑑）を押印してください。
3. 申出価格は、すべて消費税を除いた金額を記入してください。
4. 数字は算用数字を用い、金額の初めの数字の前に¥マークを記入してください。
5. 申出価格の欄に訂正のあるものは無効とします。
6. 鉛筆、シャープペンシルその他、訂正容易な筆記具は使用しないでください。
7. 必ず、提案者名の（代表事業者名）を記載した封筒に入れ、本書と同一の印で封印してください。（封印なき場合は無効とします。）

次期委員会の議題及び開催日程について

回数	日程	会議内容
第 1 回	4 月 26 日 14:30~16:15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会運営上の手続きについて <ul style="list-style-type: none"> (1) 委員長の選出 (2) 職務代理者の指名 (3) 委員会の公開（非公開） ○ 現状説明について <ul style="list-style-type: none"> (1) 現病院の概要 (2) 新病院の概要 (3) 後利用の経緯 ○ 当面の議論の進め方について <ul style="list-style-type: none"> (1) 募集要項の作成方法（選定基準を含む） (2) 応募時の条件設定の方法 (3) スケジュール
第 2 回	6 月 1 日 14:30~16:35	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市立堺病院移転後の後利用に対する意見について ○ 募集要項（案）について ○ 選定基準（案）について
第 3 回	6 月 22 日 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 募集要項（案）について ○ 選定基準（案）について ○ 募集要項の別紙及び様式（案）について
第 4 回	11 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応募書類（提案書等）の審査、プレゼンテーション、採点について ○ 事業予定者等の選定について

第 4 回 開催日 月 日 () 時 分 ~ 時 分